

要取扱注意

いじめ重大事態に関する 調査報告書

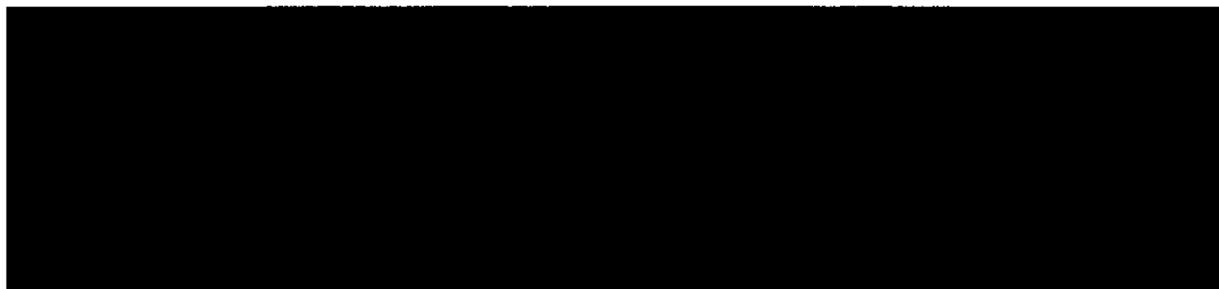
令和5年2月1日

府立■■■■高等学校いじめ重大事態調査委員会

もくじ

第1	当調査委員会と調査の概要	
1	本事案の概要	3
2	当委員会の目的	3
3	当委員会の構成	3
4	調査期間	3
5	調査委員会の経過	3
6	調査方法とその実施	4
第2	重大事態発生までの事実経過と発生後の対応	
1	学校の状況	7
2	対象生徒の状況	7
3	本事案発生までの事実経過	7
4	本事案発生後の事実経過	10
第3	対象生徒が訴えているいじめ事象等	
1	はじめに	14
2	対象生徒が訴えているいじめ事象の経過	14
第4	対象生徒についての心理的考察	
		
第5	いじめ事象の事実認定	
1	いじめ事象の認定の考え方	28
2	いじめ事象として認定できる事実	29
3	おわりに	31

第6 いじめ事象と本件自傷行為との関連性



第7 学校及び学校設置者の対応の問題点

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 40 |
| 2 | 重大事態発生前の学校の対応の問題点について・・・・・・・・ | 40 |
| 3 | 重大事態発生後の学校の対応について・・・・・・・・ | 43 |
| 4 | 学校設置者の対応の問題点について・・・・・・・・ | 45 |

第8 提言

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |
| 2 | 学校に対する提言・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |
| 3 | 学校設置者に対する提言・・・・・・・・ | 51 |

第1 当調査委員会と調査の概要

1 本事案の概要

本事案は、京都府立[]高等学校（以下、「当該校」と言う。）[]の2年生の女子生徒（以下、「対象生徒」と言う。）が、令和3年4月23日、自宅内でカッターナイフを用いて自傷を行い、左上腕切創の傷害を生じさせた（以下、「本事案」という。）というものである。

対象生徒及び保護者によれば、同じクラスの男子生徒2名からからかいや悪口を言われており、その悪口等の内容を同じクラスの女子生徒から聞かされることが苦痛である、また、同じクラスの女子生徒の多数から「疎外」されており苦痛であり、自傷行為に及んだとのことであった。

本事案を受け、令和3年12月17日、府立[]高等学校いじめ重大事態調査委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

2 当委員会の目的

当委員会は、いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という。）第28条第1項に基づいて、当該校の設置者である京都府の下に設置された第三者調査組織であり、京都府教育委員会から委嘱を受けた京都府いじめ防止対策推進委員会専門委員により構成されている。

当委員会の調査の目的は、①事実経過の調査を行い、いじめの有無及びその事実を明らかにすること、②本事案に至る過程及びいじめと本事案の関係性について明らかにすること、③当該校及び教員の対応の問題点の有無を明らかにすること、④本事案と同種の事案の再発を防止するため提言することである。

3 当委員会の構成

氏名	職名	所属
平林 美沙子	弁護士 []	京都弁護士会
高山 明伸	弁護士 []	京都弁護士会
小正 浩徳	龍谷大学准教授、公認心理師	龍谷大学文学部 []
服部 英俊	公園管理者（元京都府警察 警察官）	[]

4 調査期間

令和3年12月17日、京都府教育委員会より委嘱を受けて本事案の調査を開始し、令和5年1月18日、調査報告書を作成し、調査結果の報告をした。

5 調査委員会の経過

当委員会による調査委員会の経過は以下のとおりである。

実施日	内容
令和3年12月17日	当委員会開催（第1回）
令和3年12月28日	当委員会開催（第2回）
令和4年 1月19日	当委員会開催（第3回）
令和4年 2月15日	当委員会開催（第4回）

実施日	内 容
令和4年 3月 9日	当委員会開催（第5回）
令和4年 4月12日	当委員会開催（第6回）
令和4年 5月13日	当委員会開催（第7回）
令和4年 6月13日	当委員会開催（第8回）
令和4年 7月 4日	当委員会開催（第9回）
令和4年 8月 8日	当委員会開催（第10回）
令和4年 8月31日	当委員会開催（第11回）
令和4年 9月27日	当委員会開催（第12回）
令和4年10月14日	当委員会開催（第13回）
令和4年11月 7日	当委員会開催（第14回）
令和4年11月25日	当委員会開催（第15回）
令和4年12月15日	当委員会開催（第16回）
令和4年12月27日	当委員会開催（第17回）
令和5年 1月16日	当委員会開催（第18回）
令和5年 1月18日	調査報告書（案）提出
令和5年 1月27日	調査報告書説明（対象生徒の保護者、当該校の校長、京都府教育委員会）、当委員会開催（第19回）
令和5年 2月 1日	調査報告書提出

6 調査方法とその実施

(1) 聴き取り調査

当委員会は、対象生徒に対して4回、当該校の教員に対して計12回、当該校の生徒3名に対して各1回、対象生徒の父母に対して計3回、XXXXXXXXXX教育委員会の職員に対して1回、SCに対して2回、京都府教育委員会指導主事に対して1回の計26回の聴き取り調査を行った。

当該校の生徒については、対象生徒が所属するクラスの生徒7名（A乃至G）、隣のクラスの生徒4名（H乃至K）の計11名に対し、当委員会による聴き取り調査への協力を依頼したところ、3名（いずれも隣のクラスの生徒）が聴き取り調査に協力した。

なお、生徒の聴き取りにあたっては、事前に生徒及び保護者の了解を得て実施した。

(2) 聴き取り調査の経過

当委員会による聴き取り調査の経過は以下のとおりである。

実施日	内 容
令和4年 1月 7日	対象生徒への聴き取り
令和4年 1月19日	対象生徒への聴き取り
令和4年 2月18日	対象生徒への聴き取り
令和4年 2月24日	教員（担任、教諭Z）への聴き取り
令和4年 3月 9日	対象生徒への聴き取り

実施日	内 容
令和4年 3月10日	教員（担任）への聴き取り
令和4年 4月13日	当該校の生徒3名への聴き取り
令和4年 5月 9日	校長、前副校長への聴き取り
令和4年 5月13日	■■■■教育委員会職員、教員（教諭V）への聴き取り
令和4年 5月20日	教員（教諭X、教諭Y）への聴き取り
令和4年 6月 1日	教員（教諭X、教諭Y）への聴き取り
令和4年 6月 3日	教員（教諭W）への聴き取り
令和4年 6月13日	対象生徒の両親への聴き取り
令和4年 7月 4日	対象生徒の母への聴き取り
令和4年 8月 1日	教員（教諭X）への聴き取り
令和4年 9月13日	SCへの聴き取り
令和4年10月 4日	SCへの聴き取り
令和4年10月14日	京都府教育委員会指導主事への聴き取り

(3) 資料調査

当委員会は、当該校が実施した生徒への聴き取り結果、いじめアンケートの結果、当該校の副校長が作成した事実経過、当委員会が当該校に対して行った照会調査の回答、対象生徒の担任が作成した指導の記録、及び対象生徒の保護者が作成した事実経過に関する資料等の提供を受け、これらの資料を分析した。

(4) 参考文献

本報告書を作成するにあたり、当委員会が参考にした文献は以下のとおりである。

1) 樋口輝彦・野村総一郎編「こころの医学事典」(日本評論社、2010)
2) 下山晴彦編「教育心理学 II - 発達と臨床援助の心理学」(東京大学出版会、1998)
3) 松本俊彦・今村扶美「青年期における『故意に自分の健康を害する』行為に関する研究-中学校・高等学校・矯正施設における自傷行為の実態とその心理学的特徴-」明治安田こころの健康財団編研究助成論文集 42号 (2006) 37-50 頁
4) 松本俊彦「自傷行為の理解と援助」精神神経学雑誌 114 巻 8 号 (2012) 983-989 頁
5) 松本俊彦「自傷・自殺する子どもたち」(合同出版、2014)
6) 松本俊彦「自分を傷つけずにはいられない！-その理解と対応のヒント-」児童青年精神医学とその近接領域 57 巻 3 号 (2016) 409-414 頁
7) 松本俊彦監修「自傷・自殺のことがわかる本：自分を傷つけない生き方のレッスン」(講談社、2018)
8) 坂口由佳「自傷行為への学校での対応：援助者と当事者の語りから考える」(新曜社、2021)
9) 櫻井茂男・佐藤有耕編「スタンダード発達心理学」(サイエンス社、2013)
10) 山岸明子「こころの旅：発達心理学入門」(新曜社、2011)

11) 編集代表坂田仰「学校のいじめ対策と弁護士の実務」(青林書院、2022)
12) 京都府教育委員会「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック」(京都府教育庁指導部学校教育課、2021)
13) 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2022)
14) 文部科学省 チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(2015)
15) 文部科学省 生徒指導提要(改訂版)(2022)
16) 京都府「京都府いじめ防止基本方針」(2018)
17) 京都府立■■■■高等学校「京都府立■■■■高等学校いじめ防止基本方針」(2018)

第2 重大事態発生までの事実経過と発生後の対応

1 学校の状況

京都府立[]高等学校は、[]

対象生徒の学年は[]クラスで[]名の生徒がおり、対象生徒のクラスは[]組で、クラスの生徒数は[]名であり、男子生徒[]名、女子生徒[]名であった（本件調査時）。

[]科目によっては、1学年[]クラスを併せて、そこから3つに組分けを行い実施される授業があり、また、体育については、男女で組を分け、男女別で、授業が行われていた。

2 対象生徒の状況

3 本事案発生までの事実経過

(1) 対象生徒高校1年1学期（令和2年）

4月	対象生徒が[]に入学する。
7月27日	対象生徒、教諭Xに[]と相談。翌日、SCのカウンセリングを希望する。
8月11日	対象生徒、[]の内科を受診。
8月31日	対象生徒、SCのカウンセリングを受ける（初回）。
1学期中は、対象生徒が、担任にいじめ（悪口、からかい等）について相談した記録は無い。	

(2) 対象生徒高校1年2学期

	家庭科 親子丼調理実習（日時特定できず）
	家庭科 成分計算（日時特定できず）
11月10日	対象生徒早退。母から学校に「様子がおかしい」等との電話あり。
11月17日	担任が対象生徒と面談。特定の被害相談は無かった。担任が母に電話報告。
12月1日	担任が対象生徒と面談。英語の授業のことを相談するも教諭に相談したことを知られるのは嫌とのこと。担任が母と電話。母は相手方生徒に「内容証明を送ることも考えている」等とのこと。
12月4日	担任が母と電話。母は対象生徒が「やる気が無くなっている」等と伝えた。担任が母にカウンセリングを案内する。
12月8日	母がSCのカウンセリングを受ける。

12月22日	対象生徒がSCのカウンセリングを受ける。
--------	----------------------

(3) 高校1年3学期 (令和3年)

1月26日	母から学校に電話。保健部が対応。母が「からかいがまた起きている」、対象生徒が「泣いて登校したくないと言っている」等と伝える。 担任から母に電話し、「慎重に動いていきたい」等と伝える。 対象生徒SCのカウンセリングを受ける。 SCから情報提供があり、「本人(対象生徒)はだいぶしんどそう」等とのこと。
1月27日	保健部が対象生徒と面談。対象生徒は「しんどい」「人間関係がストレス」「ちょっとしたことで不安になる」等と話した。
1月28日	担任が対象生徒と面談。対象生徒は、「生徒Cから、男子が言っている悪口を聞く」「生徒Cと一緒にいるのはしんどい」等と話した。
1月29日	担任が対象生徒と面談。対象生徒は、「今日は気が楽になってきた」、「『クソブスなんやからこっちみんなや』『ギャルと喧嘩した』『親が出てくる』などと言われている」等と話した。
2月3日	担任と対象生徒の一分面談。担任の「最近はどうか」の問いかけに対して「普通」と回答。
2月8日	家庭科 卵白の泡立て実習。
2月22日	母の手紙を対象生徒が担任に渡す。手紙の内容は、「生徒A・生徒Bのからかいがある」「一人で寝かせるのが不安な状態」「(対象生徒が)突発的な行動をとるかも」等。 担任が母に電話。母は「家庭科の時のこと」「生徒A、生徒Bのことで困っている」等と伝える。
2月24日	教諭Z、担任が対象生徒と面談。対象生徒は「生徒Dと話したら女子から無視される」「生徒A、生徒Bが陰口を言う」等と話す。
2月25日	家庭科 カスタードクリーム調理実習 対象生徒、次の数学の時間に泣いて保健室に行く。 保健部が対象生徒と面談。保健部は「担任に相談したら」等と伝える。 担任が対象生徒と面談。対象生徒は「 と言われた」「押し合って、『やめろ気持ち悪いやん』と言われた」等と話す。 担任が母に電話し、家庭科のできごとを連絡。母と翌日の来校の約束をする。
2月26日	母が来校し、担任と面談。母は、「生徒A、生徒Bの保護者に連絡して欲しい」と伝える。 教諭Tが、生徒A、生徒Bに匿名で注意を行う。 担任が母に電話するも不通。

3月 1日	担任が母に電話し、「匿名で指導をした」「今後も丁寧に指導していく」「(相手方生徒の) 保護者への連絡はしていない」と伝える。
3月 2日	担任が対象生徒と面談。対象生徒は「自分の気持ちを言葉にするのが苦手」等と話す。 担任が母に電話し、対象生徒と面談したことを伝える。
3月 3日	担任と一分面談。対象生徒は「[]に入りたい」等と話す。
3月 5日	保健部よりSCのカウンセリングの情報共有が担任にあった。

(4) 対象生徒高校2年1学期

4月13日	担任が対象生徒と面談。対象生徒は、「[]の部活動見学に行きたい」等と話した。
4月15日	担任が対象生徒と面談。対象生徒は、「入部届を出したが、部費がかかると知り、辞めたい」「内申書には記載されないか」「[]部になんと言うか不安がある」等と話した。担任が、[]部の顧問に「話を聞いてやって欲しい」と伝える。
4月19日	母が担任に手紙を渡す。手紙の内容は、「生徒A・生徒Bから悪口等言われる」「注意したが変わっていない」「再度指導を」等。 担任が母に電話。母によれば、対象生徒は「先生には言いたくない」、「生徒A、生徒Bのからかいがしんどい」「教諭Zの発言が気になる」と言っており、母は「(対象生徒が) 英検の勉強でイライラしていたので、無理して受けなくていい」と対応したとのこと。
4月20日	母が担任に手紙を渡す。手紙の内容は、「からかいや悪口を言われる」「もう疲れた」「5限は保健室に行きたい」等。 担任が対象生徒と面談。5限の授業を欠席したのでその時間に話す。対象生徒は「[]ショックが大きかった」「相手の気持ちを敏感に感じる。[]かも」等と話す。担任は明日も話をしようと声をかけた。
4月21日	対象生徒から担任へ、今日は話す時間が取れないと連絡。
4月22日	担任が対象生徒と面談。昼休み45分。対象生徒は「家庭科を休んだ理由は班分けである」「生徒Dの話」等について話した。担任から「新しい先生が名前と顔を覚えられないので、中間テストまでは名簿順で良いか」「次も話したい」等と話した。
4月23日	担任が母親に電話。対象生徒と話をしたことを報告。母は「生徒A、生徒Bに対して注意がないのか」「遅いのではないのか」「対象生徒からは昨日と今日は何もなかったとメッセージがきた」等と話した。

	対象生徒、帰宅後すぐ、対象生徒が左上腕外側をカッターナイフで切る。自分で止血できず、家族に助けを求め、病院に向かう。病院にて4針縫う。
--	---

4 本事案発生後の事実経過

4月24日	母から、■■■■の留守番電話に対象生徒が「リストカット」したとメッセージが残される。
4月26日	担任が母に電話、「家庭訪問に行きたい」と伝える。 担任と学年部長（教諭W）が家庭訪問。
4月27日	いじめ対策会議、家庭訪問の結果報告と今後の対応を協議。 担任、教諭Zが家庭訪問
4月28日	いじめ対策会議 担任が母に電話。「実名で学校に来られなくなっていることの指導をして良いか」。母■■■■ 生徒指導部長（教諭U）、学年部長（教諭W）が生徒A、生徒Bから聴き取り。
4月30日	副校長、生徒指導部長が生徒A、生徒Bを個別に呼び指導。 担任が母に電話。「指導について報告したいので家庭訪問に行きたい。」 担任、生徒指導部長（教諭U）が家庭訪問。 担任が母に電話。「学校でしっかり考えるので時間が欲しい」
5月2日	担任が母に電話。父も電話口に出る。
5月3日	副校長が家庭連絡。
5月6日	副校長が家庭連絡。 いじめ対策会議 家庭訪問や聴き取りの経過等に関する報告 対象生徒父が府教委高校教育課に電話。
5月7日	担任が家庭連絡。
5月8日	両親が■■■■に来校。副校長、学年部長（教諭W）が対応
5月10日	いじめ対策会議 学校を対象クラスの生徒■■■■名への聴き取り。
5月11日	いじめ対策会議 学校が生徒Cからの聴き取り（2回目）。
5月12日	職員会議 いじめ対策会議 学校が生徒A、生徒Bへの聴き取り（2回目）。
5月13日	副校長が対象生徒父に電話。
5月14日	担任が母に電話し、家庭訪問の希望を伝えるが、母からは留守なので書類をポストにと言われる。担任、家庭訪問。 学校が生徒A、生徒Bへの聴き取り（3回目）。
5月17日	いじめ対策会議

	対象生徒父母が学校訪問。副校長よりクラス生徒の聴き取りの状況などを報告。
5月18日	いじめ対策会議 担任が対象生徒母に電話し、家庭訪問の希望を伝える。 対象生徒父が、府教委高校教育課に電話し、第三者委員会についても尋ねるが、設置に時間がかかることや、まだ学校の調査が完了していないこと等が伝えられる。
5月19日	いじめ対策会議 担任が家庭訪問し、対象生徒と話す。 担任が生徒A（不通）、生徒Bの母に電話。
5月20日	いじめ対策会議 校長が対象生徒両親と面談し、生徒A、生徒Bからの謝罪の場を作る旨伝えた。 対象生徒は教諭Yと面談。 担任が、生徒A、生徒B（不通）、生徒Cの母に電話。
5月21日	対象生徒登校。登校時は保健部長が会議室で対応。 教諭Uが生徒Cの父と電話。 教諭Uが朝のショートホームルームで法律のいじめの定義の説明。生徒に登校しやすい学校づくりのための協力を求める いじめ対策会議 担任が生徒Bの母に電話（不通）。 校長が対象生徒父に電話。
5月24日	いじめ対策会議 担任が対象生徒と面談。 担任が母に電話。 対象生徒父母が資料閲覧のため来校。
5月25日	担任が対象生徒と面談し、対象生徒から「生徒Cが更衣室で自分の荷物を避けるように置いた」との話を聞く。 いじめ対策会議 担任が母に電話したところ、父も電話口に出て話す。
5月26日	臨時職員会議 いじめ対策会議
5月27日	いじめ対策会議
5月28日	いじめ対策会議
5月31日	いじめ対策会議
6月1日	生徒Cの父来校。担任が、いじめに関する指導の経過を説明。
6月2日	対象生徒、「疲れたので」早退（6限目）。 担任が対象生徒の母に電話。 生徒Bの母来校。担任が、いじめに関する指導の経過を説明。
6月3日	いじめ対策会議

6月 4日	担任が対象生徒と面談し、対象生徒から「科目登録を変えたい」との話。 担任が母に電話し、母から「進路に悩んでいる」と聞く。
6月 7日	生徒A母来校。担任が、いじめに関する指導の経過を説明。
6月 8日	いじめ対策会議
6月 9日	担任が対象生徒と面談し、対象生徒から「部活について悩んでいる」との話。
6月11日	いじめ対策会議 担任が対象生徒と面談。 担任が母に電話し、父も電話口に出て、対象生徒が「部活のことで悩んでいる」と聞く。
6月15日	担任が対象生徒と面談。
6月17日	いじめ対策会議
6月18日	対象生徒父と校長が電話し、謝罪の場の設定について話す。
6月21日	担任が対象生徒と面談し、「席替えについて」話す。
6月22日	担任が対象生徒と面談し、担任から「席替えの提案」をする。
6月23日	対象生徒父と校長が電話し、父が対象生徒と対象生徒母とのLINEのやりとりについて話す。
6月24日	担任が対象生徒と面談し、「 の座席の確認」について話す。
6月25日	対象生徒、登校後、保健室に直行。対象生徒が、保健部に「家庭と学校での話の違いが不安」「担任の対応が不満」と話す。 母が校長に手紙を渡す。手紙の内容は対象生徒が「学校の先生が信用できない」「死にたい」「私が嘘をついていると思われるのでは」と言っていること。 教務部長（教諭S）が対象生徒に対し、授業について「保健室登校は基本的には欠席扱いになる。」と説明。
6月28日	対象生徒と校長が面談し、校長が謝罪の場を設けると伝える。
6月29日	体育の授業において、アルティメットをプレー中、生徒Cが、対象生徒が持っているフリスビーを叩いた。 担任が対象生徒と面談しようとし、「人権講演会の座席について」話がしたいと言ったが、今日は都合が悪いと回答。
6月30日	対象生徒欠席。 担任が母に電話し、対象生徒が「体育の時間に嫌な思いをした」「今日も体育があるから」と話していることを伝えられる。
7月 1日	対象生徒、担任に科目登録用紙を提出する。 担任が母に電話すると父が応答。

7月 2日	担任が対象生徒と面談し、対象生徒は、体育の授業での出来事について「悪意がある」「見ていた生徒に確認して欲しい」と訴える。 校長が生徒Aと面談し、生徒Aは対象生徒に対し「絶対に言っていない」と話す。 担任が、生徒Aと母に電話。
7月 5日	校長が生徒Bと面談。
7月 8日	生徒指導部長（教諭U）、学年部長（教諭W）が生徒Aに話し合いの場について指導。
7月12日	対象生徒が担任へ、 XXXXXXXXXX の座席変更について質問。名簿順で座ると説明。
7月14日	教諭Tと担任が生徒Aに指導。
7月15日	生徒指導部長（教諭U）、学年部長（教諭W）がいじめアンケートの件で対象生徒と面談。
7月16日	対象生徒から担任へ、 XXXXXXXXXX 部の退部届に印が欲しいと申し入れ。 職員会議 担任が生徒Aと面談。 校長が職員会議で、本事案を重大事態として対応することを報告。
7月19日	担任が対象生徒と欠課数について面談。
7月20日	校長が本事案を重大事態と扱うことを対象生徒の父に電話。
7月29日	当該校が、府教委事務局に対し、本事案を、重大事態として正式に報告。
8月31日	京都府教育委員会が、本事案を京都府知事に報告。

第3 対象生徒が訴えているいじめ事象等

1 はじめに

本件は、学校に対して、対象生徒及び保護者によるいじめ事象の訴えが、継続的に行われた事案であり、まず、調査で把握した対象生徒の訴える事実を記載し、その後、調査による心理的考察、いじめの事実認定、いじめと重大事態の関連性を述べることとする。

なお、対象生徒の訴えについては、主に重大事態発生までのできごとを取りあげるが、一部発生後についても記載している。

2 対象生徒が訴えているいじめ事象の経過

(1) 1年1学期

ア 対象生徒と生徒A、生徒Cは、同じ中学校から来ていると言うことで、入学後当初は、仲良くしていたが、生徒Aとは疎遠になっていった。

イ 1学期の後半、対象生徒は、生徒Cから、生徒Aが対象生徒のことを「くそブスなんやからこっち見んなよ」と言っていたと聞いた。

生徒Cの悪口の報告は、最初、具体的な言葉でなく、「悪口言われていた」と言うもので、対象生徒が何を言われていたか気にする発言をしたところ、生徒Cが「教えようか」となり、聞かされたものである。

(2) 1年2学期

ア 9月頃、対象生徒は、生徒Cから、生徒Aが「なんで対象生徒は保健室に行ってたんやろう」と言っていたと聞いた。それから、1週間くらい経ったときに、生徒Cから、生徒Aが「対象生徒。あいつって、何かハブられとんか」と言っていたと聞いた。

イ 理科の授業の前、理科室で、対象生徒は、生徒Gから、「生徒Aに聞いたんやけど」「中学生の時に、ギャルの集団と口げんかして勝った」「それってどうなん」と言われた。

ウ 親子井の調理実習当日、体育の授業の前、更衣室で対象生徒が、悪口を言われている生徒Aと生徒Bと同じグループになるのを、生徒Cに対し、「その3人の構成班が嫌やな」などと言ったところ、生徒Cから、「生徒Aと生徒Bが、『対象生徒の取った出汁なんて飲みたくないわ』って言ってたで」と聞いた。

エ 対象生徒は、生徒Cから、自分の悪口を聞くのが苦痛であったため、「私、生徒Aの言ったこと、気にせんとくし、その話せんとこ。」と生徒Cに話した。

(3) 1年3学期

ア 3学期家庭科成分計算の授業から2、3日後、対象生徒は、生徒Cから、対象生徒と同じグループであった生徒Aと生徒Bが、「(成分計算の結果を)何で見せてくれんかったんや。何で隠しとったんやっていうふうに言われてたよ」と聞かされた。

イ 対象生徒は、生徒Cと一緒に下校するときに、悪口の報告をやめて欲しいことを真剣に言わないといけないと思っていたので、「ちょっとそれ(悪口の報告)はやめてほしい」としっかり言った。生徒Cの受け止めが軽い感じだったので、もう一度やめてくれるよう言い、生徒Cが「もうわかった」と返答したため、対象生徒はこれ以上悪口の報告をされないであろうと思った。

ウ 英語の小テストの後（令和3年1月19日）、対象生徒は、生徒Cから、「英語の授業で対象生徒が（音読テストで）間違えたことを、生徒Bが笑った。それを生徒Aがなんか対象生徒に伝えて欲しいと言っていた。それで伝えたいよ」と言われた。

エ 対象生徒は、生徒Cから、下校中、[]だけの授業のときに、生徒Aと生徒Bが、「対象生徒にこれ（※内容は不明）言おうかな」と話していて、「でもそれを言うと、対象生徒の親が出てくるかも知れなくなって。でも向こうが親出してきたら、こっちも親出すし、それで話し合いになったら、こっちが勝つから」と話していたと聞いた。

オ 令和3年1月29日、対象生徒は、かねてからクラスの女子生徒が生徒Dを「疎外」（対象生徒の表現。仲間はずれの趣旨のようである）していて、「完全に孤立した」状態であった。対象生徒も生徒Dとあまり話さないでいたが、そのような状態は良くないと考え、生徒Dに話しかけるようになった。

対象生徒が生徒Dに話しかけたことを契機として、それまで話していたクラスの女子生徒と話せなくなった。クラスの女子生徒は遠巻きにこちらを見てひそひそ言っている、話しかけても冷たい態度をとられたなど、対象生徒も「疎外」されるようになった。生徒Cに対しても、対象生徒が何回か話しかけたことがあったが、以前のように話ができるようにはならなかった。

カ 令和3年2月8日、対象生徒は、家庭科の卵白泡立て実習において、最初に家庭科準備室で説明を受けていたとき、何度か「[]」という言葉聞いた。

また、家庭科室入室時、対象生徒が、スリッパを履き替えようとしているときに、生徒Aが生徒Bの背中をどんと押し、対象生徒にぶつかりそうになることがあり、そのとき、生徒Bが、生徒Aに対し、「やめろ気持ち悪いって」と言った。

対象生徒、生徒C、生徒A、生徒Bが同じグループで実習中に、対象生徒は、生徒Aと生徒Bが、対象生徒の前で、「[]」と発言するのを聞き、その後、生徒Bが作業中の対象生徒の横に来て、ふいに耳元で「[]」と言った。対象生徒がなんだろうと思っていると、生徒Aと生徒Bが、目を合わせて笑っていた。

対象生徒は、生徒Cを介さない、生徒Aと生徒Bの直接の嫌がらせが始まったと思った。

キ 令和3年2月25日、家庭科のカスタードクリーム作り実習で、対象生徒、生徒C、生徒A、生徒Bのグループで、実習をすることになっており、作業中、対象生徒はグループの3人から無視をされて、生徒Cに作業について質問しても、すごく不機嫌な態度をされ、孤立していった。

別のクラスの隣の班の生徒（生徒H、生徒K等）が心配して声をかけてくれて、対象生徒は別の班で作業をすることになった。出来上がったカスタードクリームについても、生徒Aと生徒Bがふざけながらやっていて、手で直接接触していたので、対象生徒は食べたくないと思っていたところ、様子を見ていた隣の班の生徒も同様に思ったようで、隣の班が作成したものを食べるように勧めた。

実習の終盤、余ったカスタードクリームを誰が持ち帰るかを決めることになり、対象生徒は自分の班のカスタードクリームは持ち帰りたくないと思っていたところ、生徒Bが、机に座っている対象生徒の前に、ラップに包んだカスタードクリームを、「はい、どうぞ」と笑いながら置いた。対象生徒が、「いや、いいわ」と言って生徒

Bに返したところ、生徒Aと生徒Bが大笑いした。

(4) 2年1学期4月（自傷行為まで）

ア 令和3年4月、春休み明け小テストのとき、対象生徒は、小テストの解答用紙を集める時間に、生徒Aと生徒Bの二人の会話の中で、生徒Bが「対象生徒さん、あっ、
■■■■が」と言い直すのを聞いた。

イ 令和3年4月23日、対象生徒は、学校に行っても毎日嫌な思いをしていて、ちょっとしたことで嫌だなと思うようになっていた。

■■■■部の部活動で嫌なことがあり、対象生徒にとっては、振り返れば悩むことではなかった出来事であったが、その時は、ちょっとしたことで嫌な気持ちになった。

対象生徒は、下校時に、家に帰ったら、自傷行為を行おうと考え、下校途中にショッピングセンターに立ち寄り、新しいカッターナイフを購入した。自宅に帰った対象生徒は、自分の部屋で、新しいカッターナイフで、左上腕外側を切る自傷行為を行った。それまで左手首から肘にかけての前腕で自傷行為をしていたが、このとき上腕に自傷の場所を変えたのは、そろそろ暖かくなって、半袖を着るようになるので、家族や周りの人に自傷行為が「バレない」ようにしたかったためである。

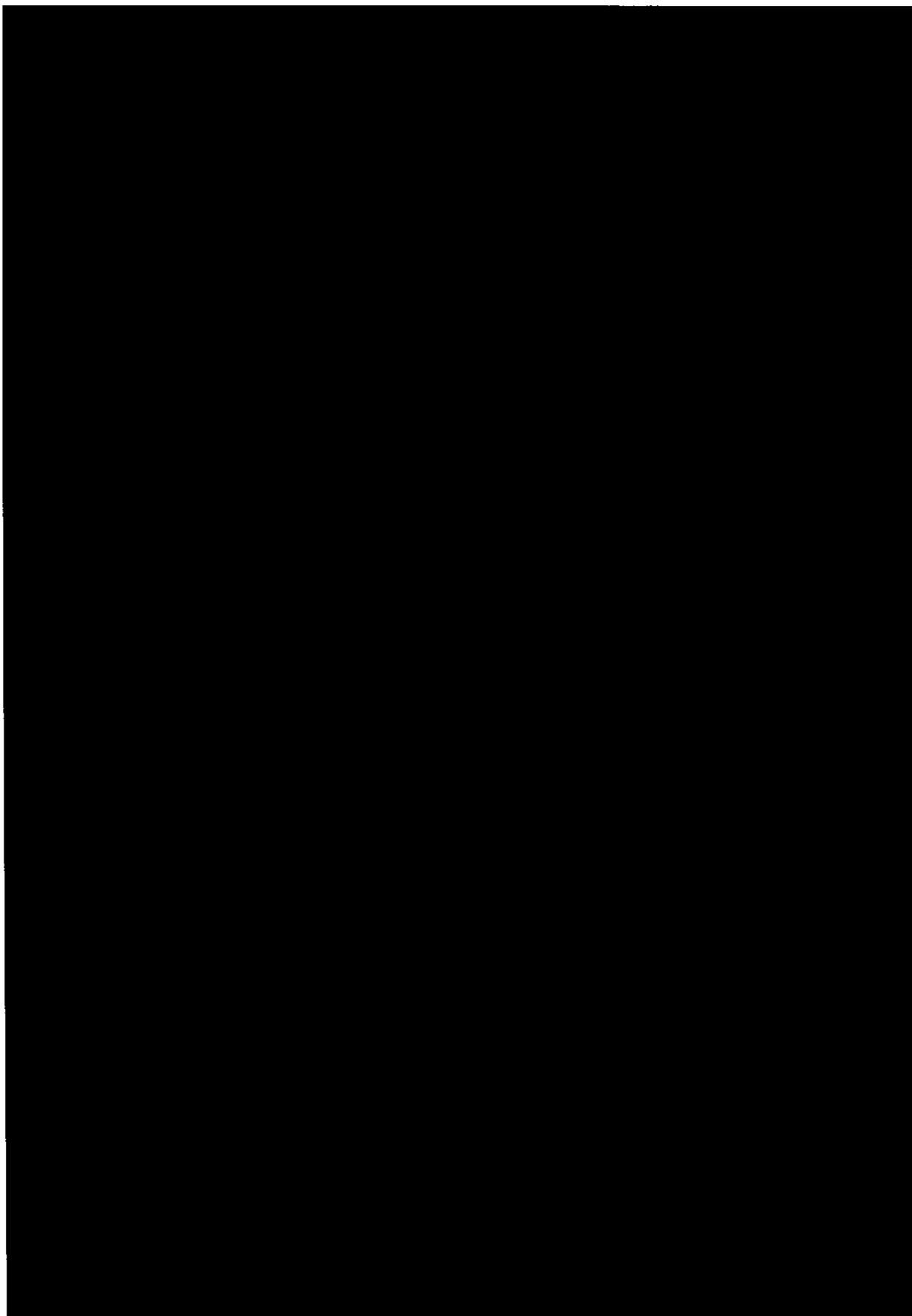
(5) 2年1学期5月以降（自傷行為後）

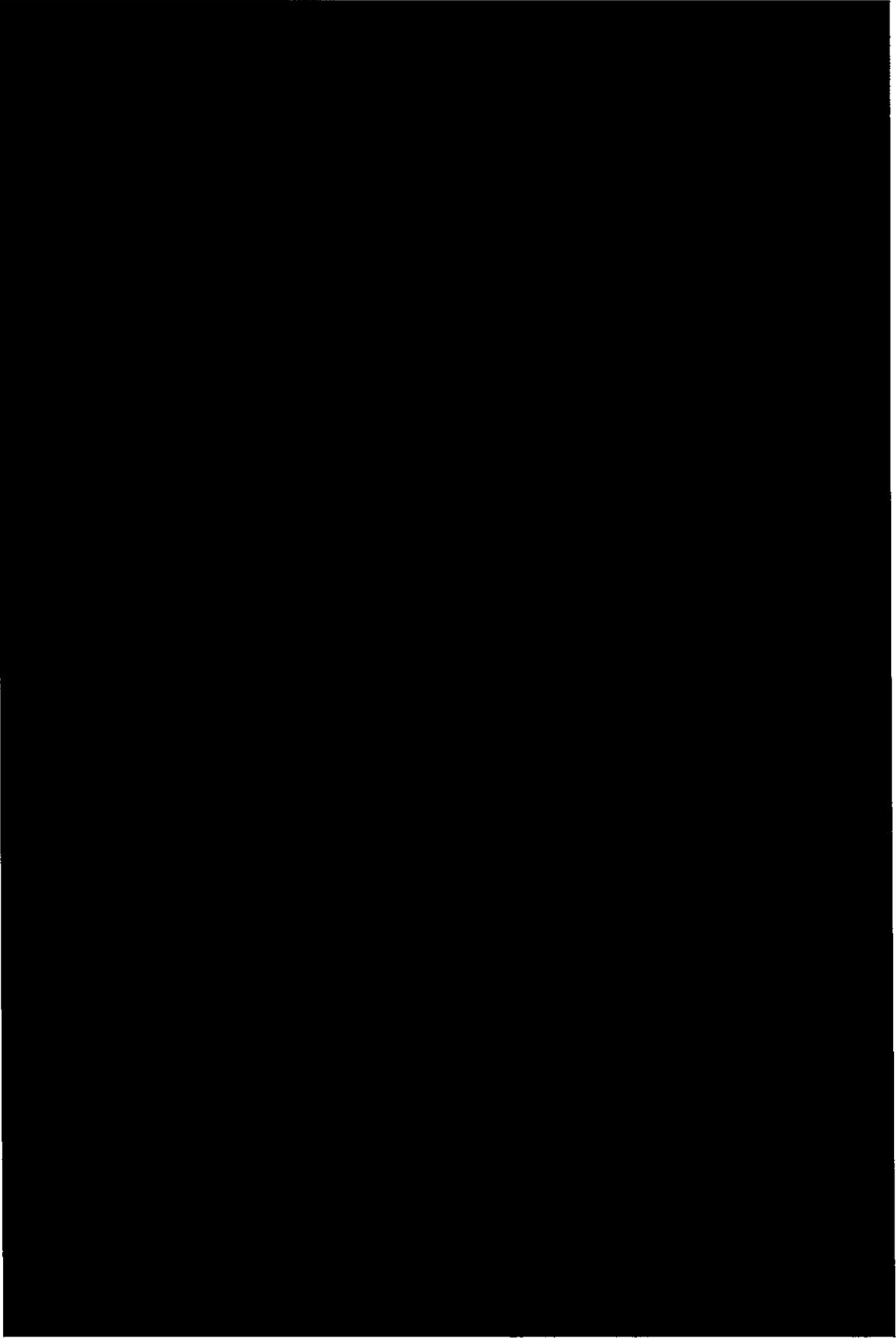
ア 令和3年6月29日、体育の授業でアルティメットと言う競技を行ったとき、4、5人くらいのグループ分けが自由に分かれてよいと言うことで、■■■■組の女子と■■■■組と対象生徒と生徒Dの4人グループになった。

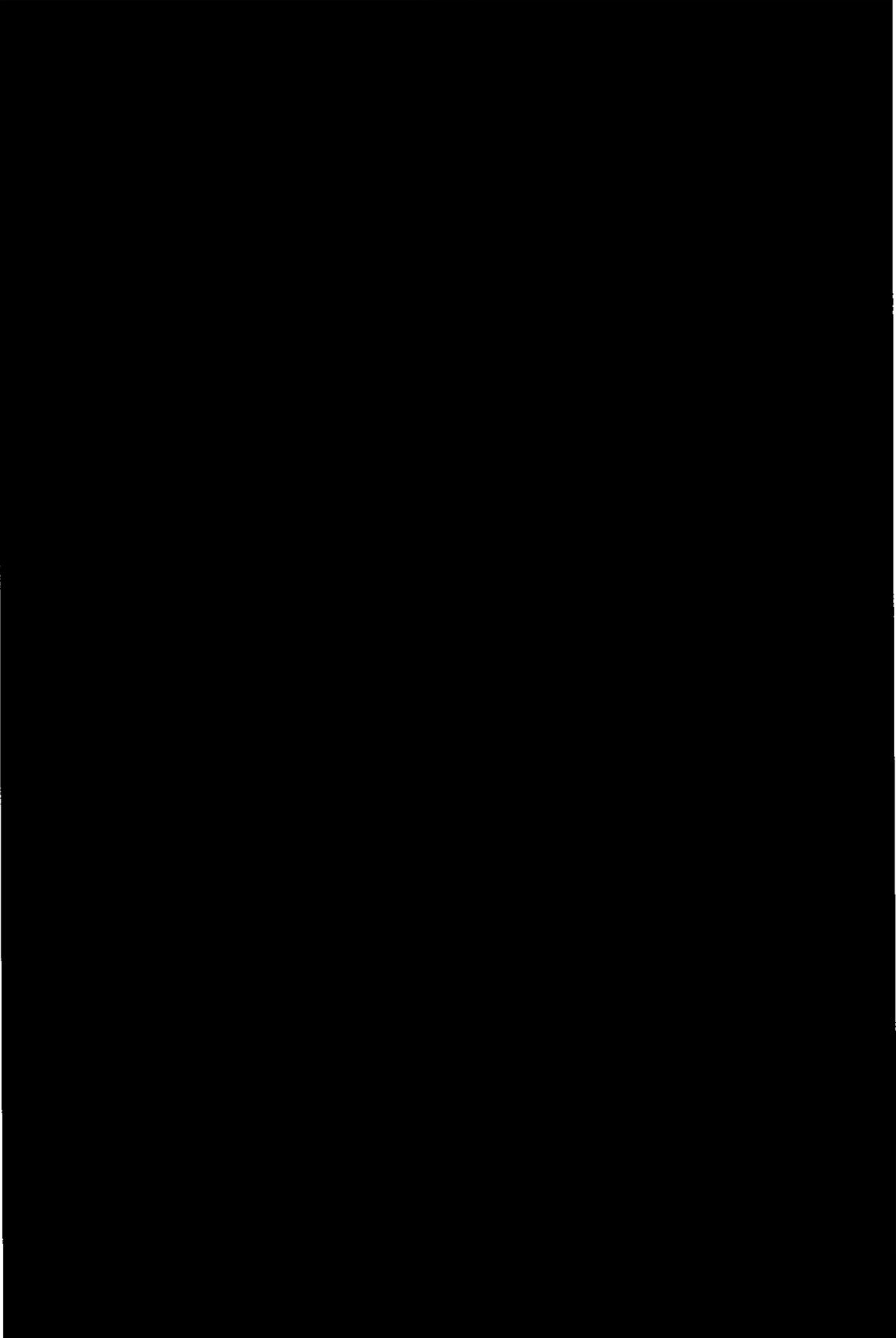
アルティメットのプレー中、対象生徒がフリスビーを持っていたところ、対戦相手のグループであった生徒Cがディフェンスのためブロックをしに来て、対象生徒が両手でもっていたフリスビーを、力強く叩いた。生徒Cがフリスビーを叩くのを見ていた生徒Cと同じグループの■■■■組の女子が後ろの方でクスクス笑っていた。

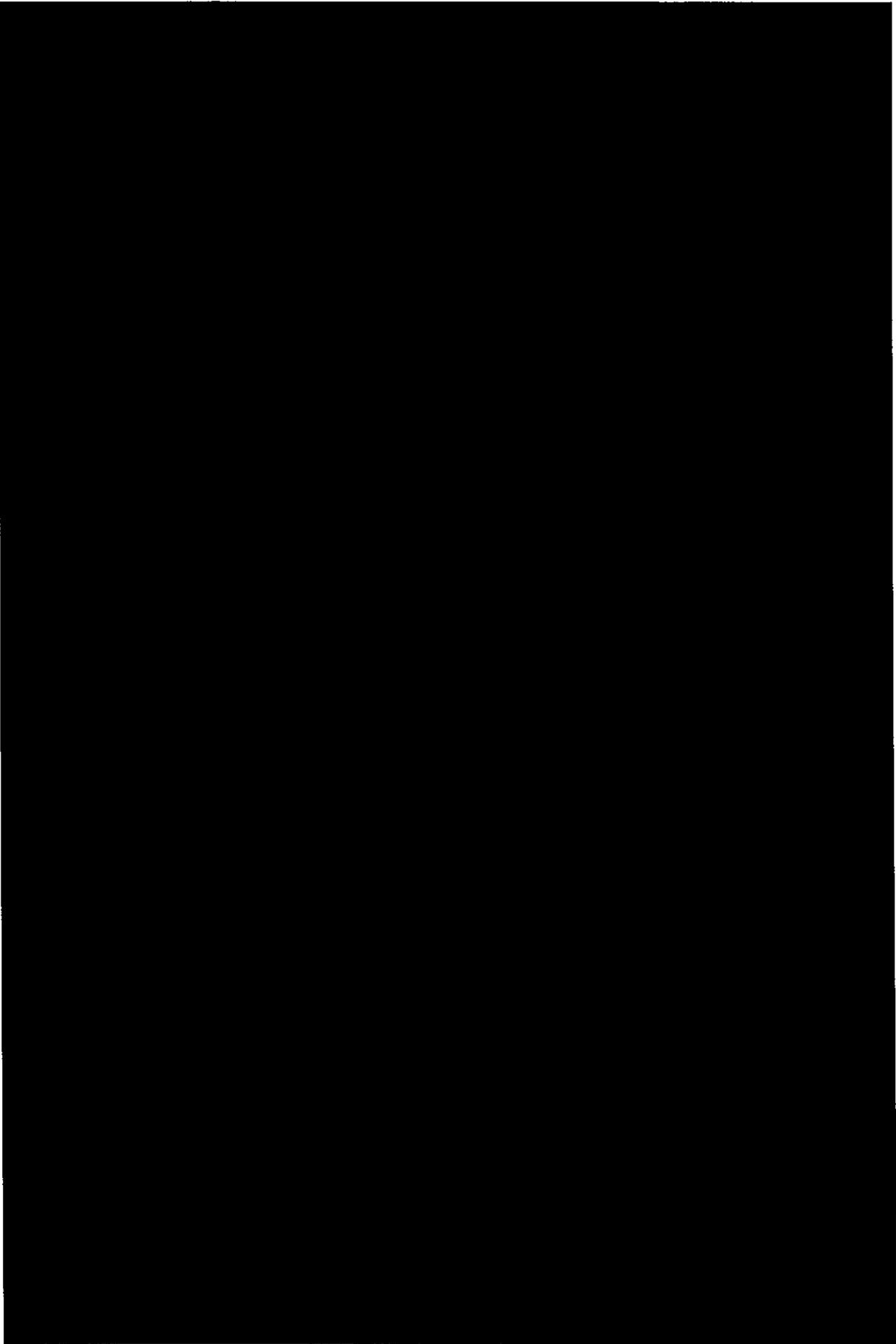
生徒Cは、対象生徒以外の敵チームのプレイヤーにディフェンスに行くときは強く叩くことは無く、対象生徒は嫌な気持ちになった。

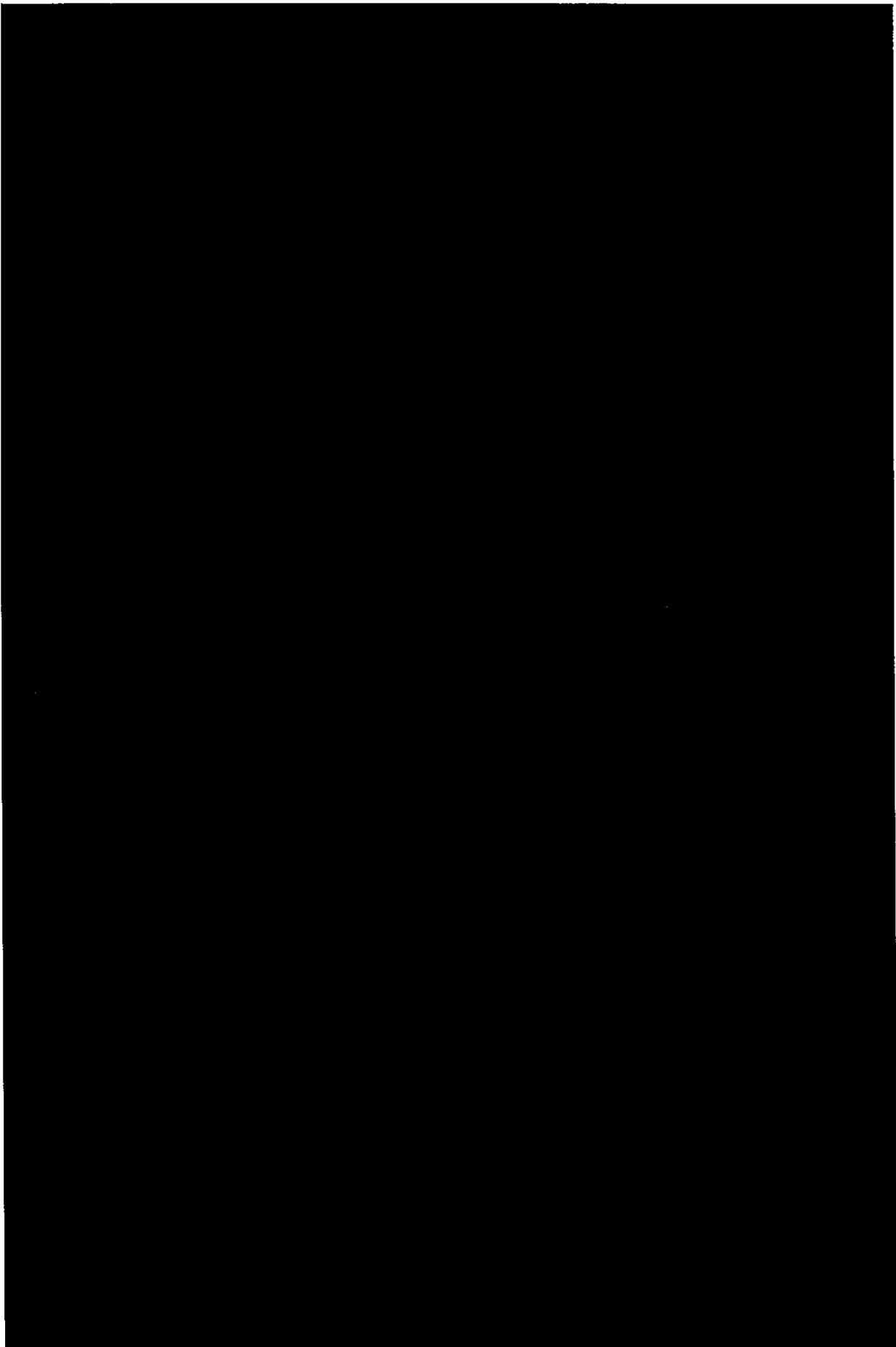
第4 対象生徒についての心理的考察

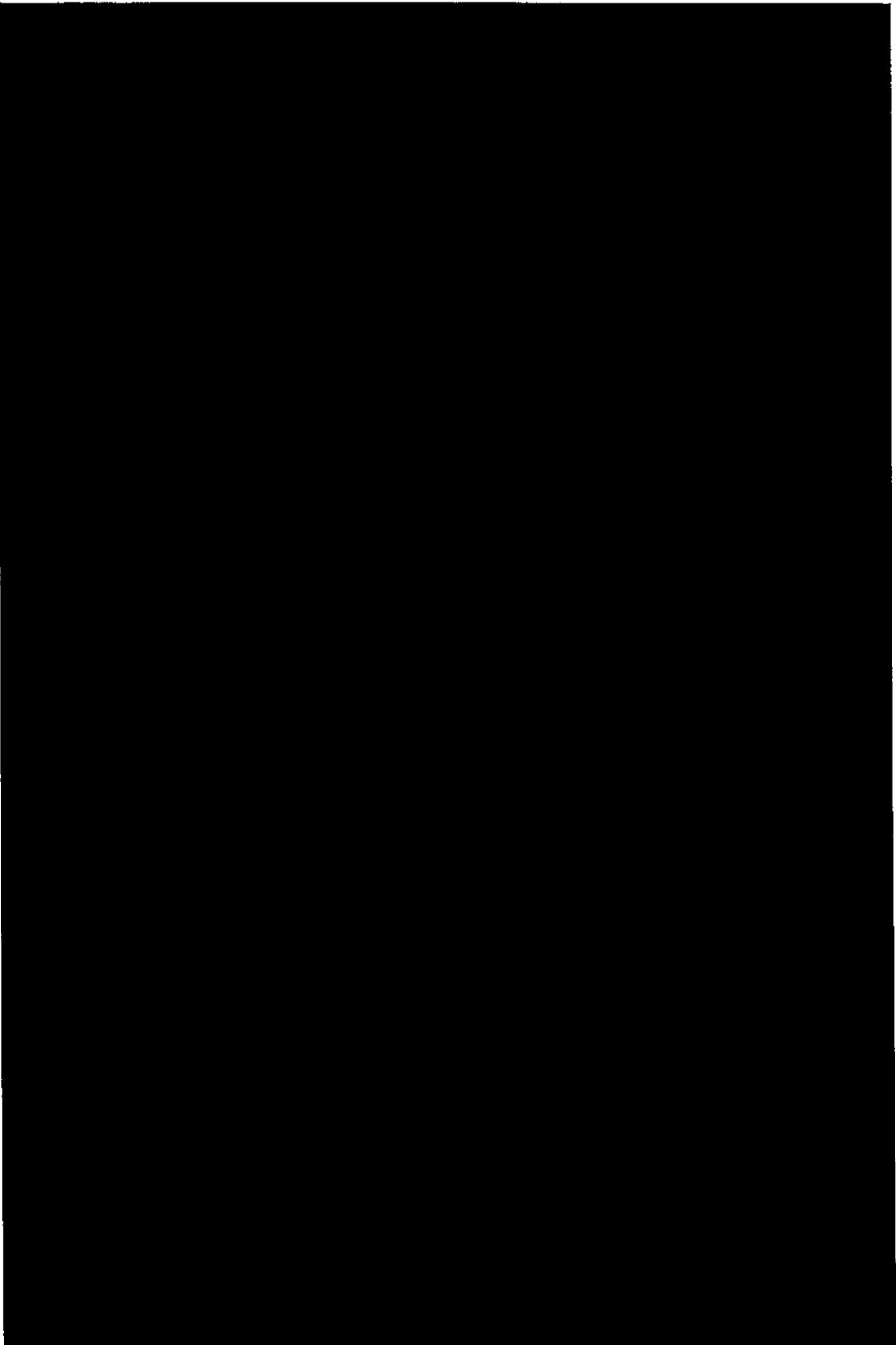


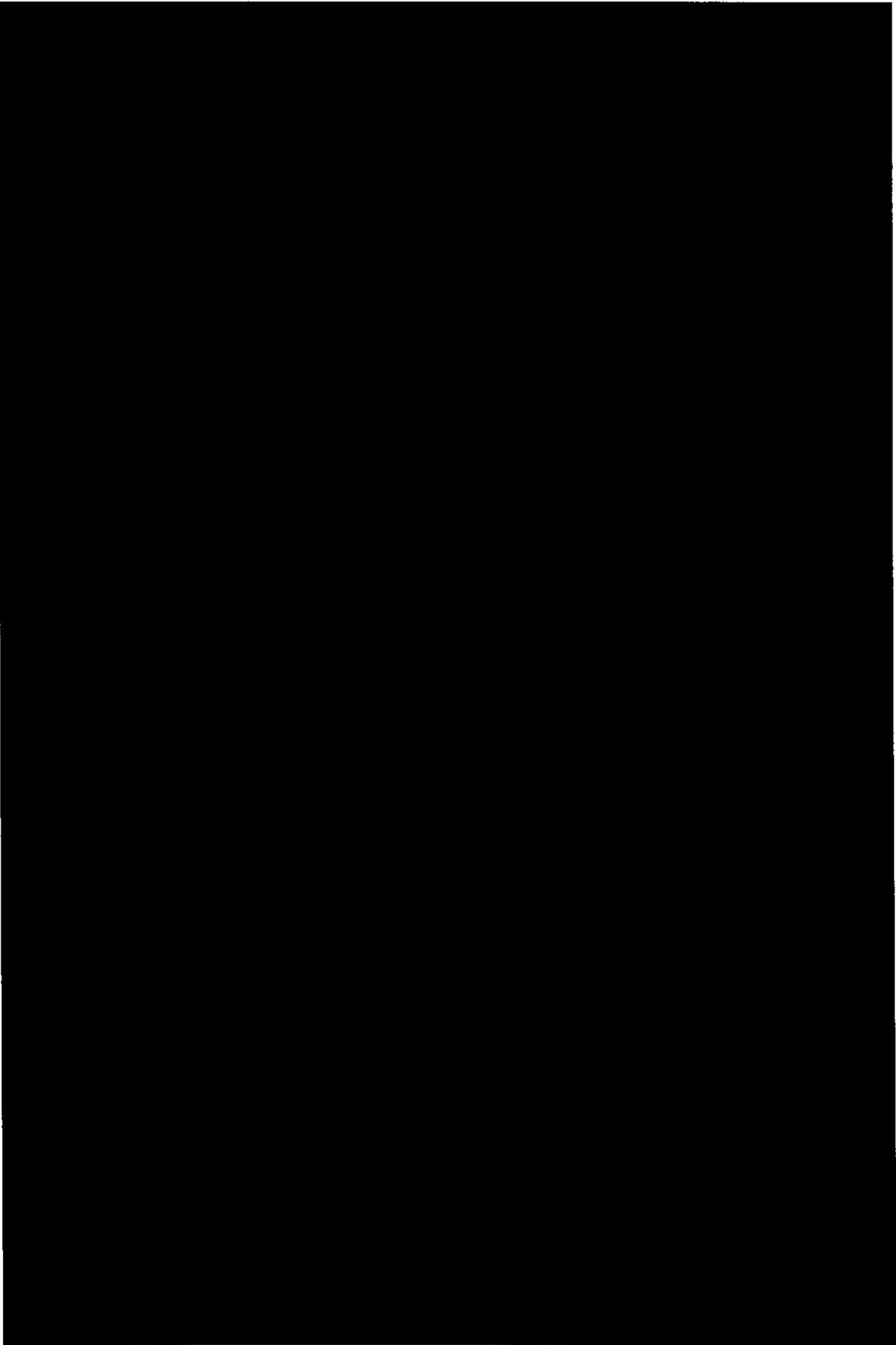


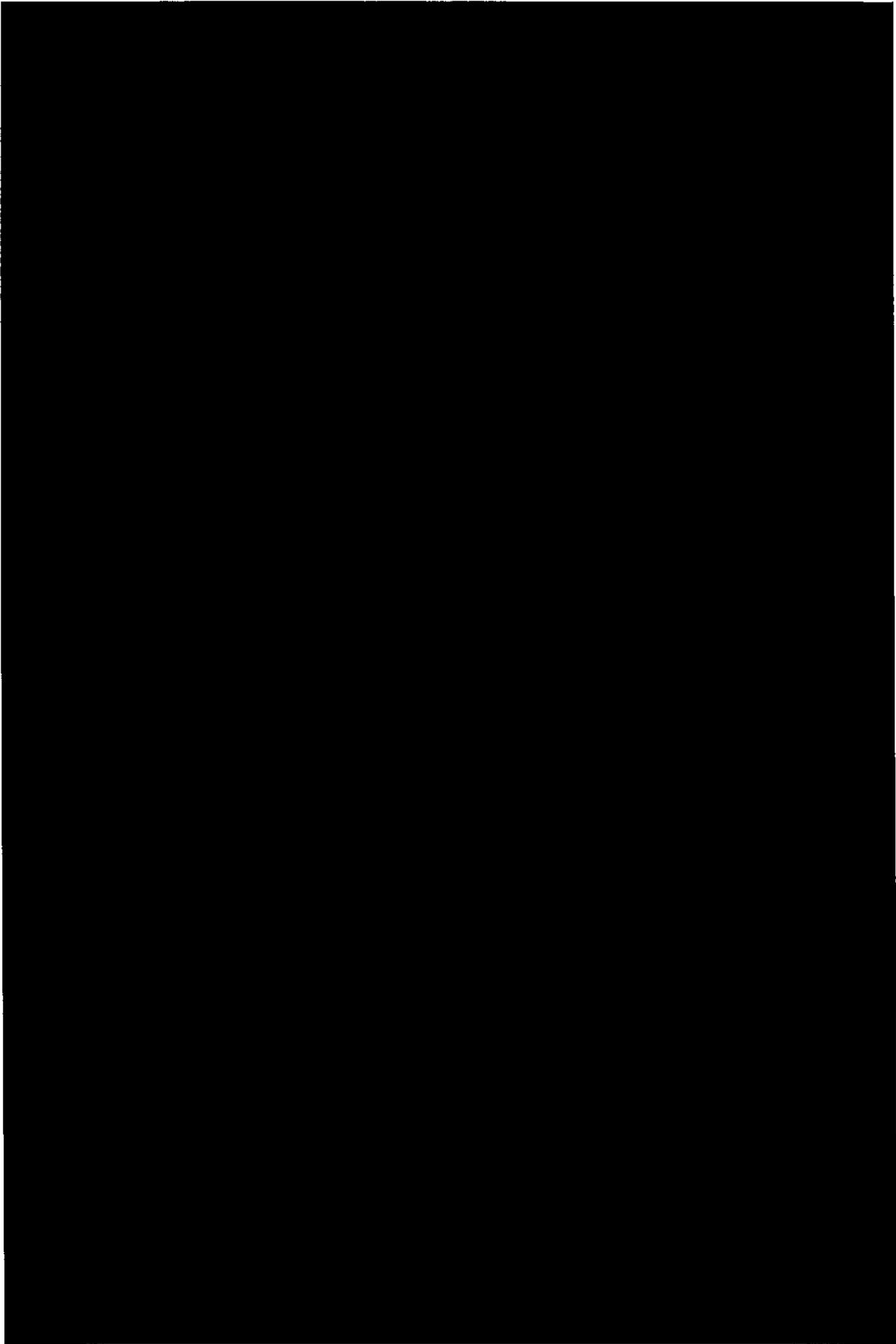


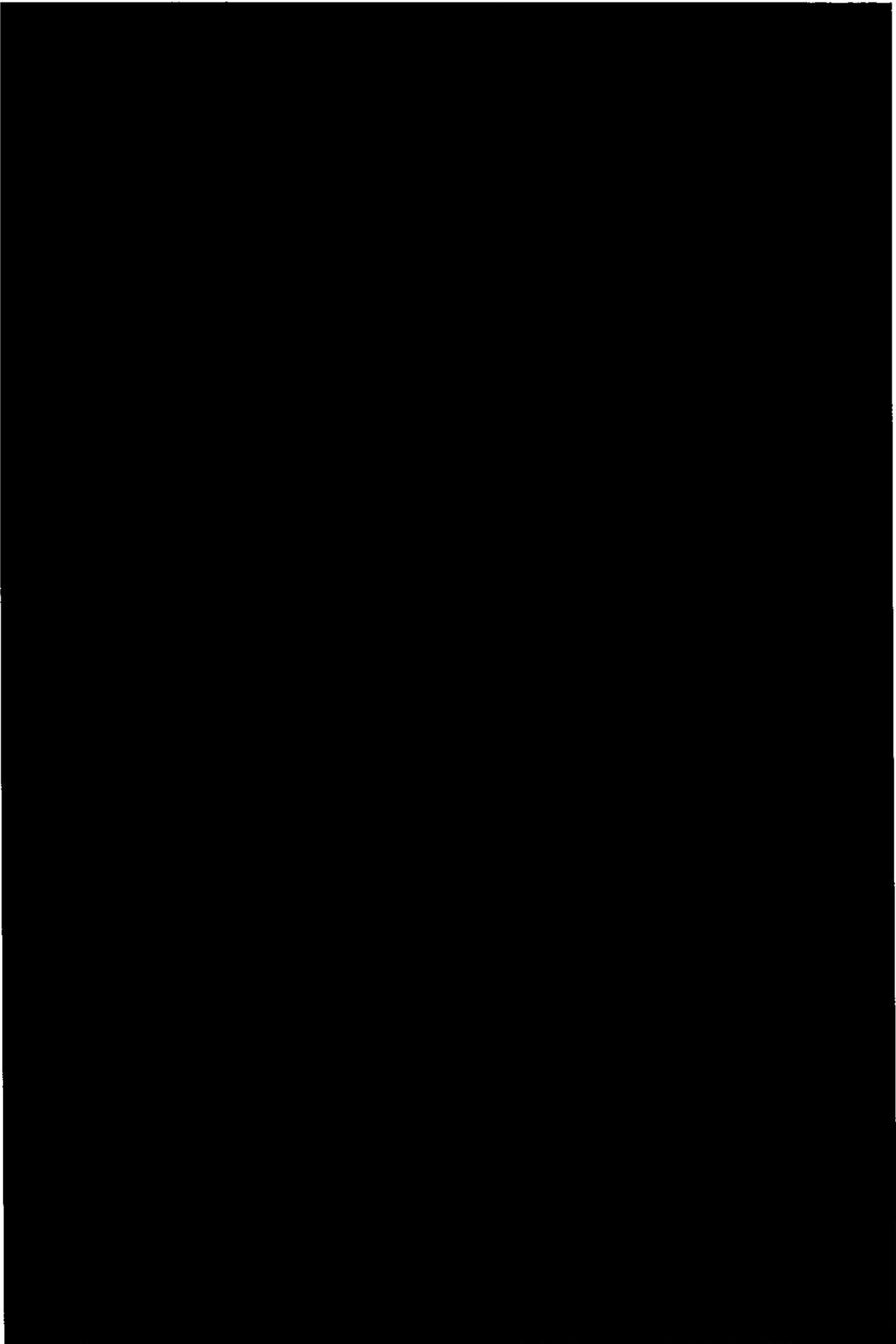


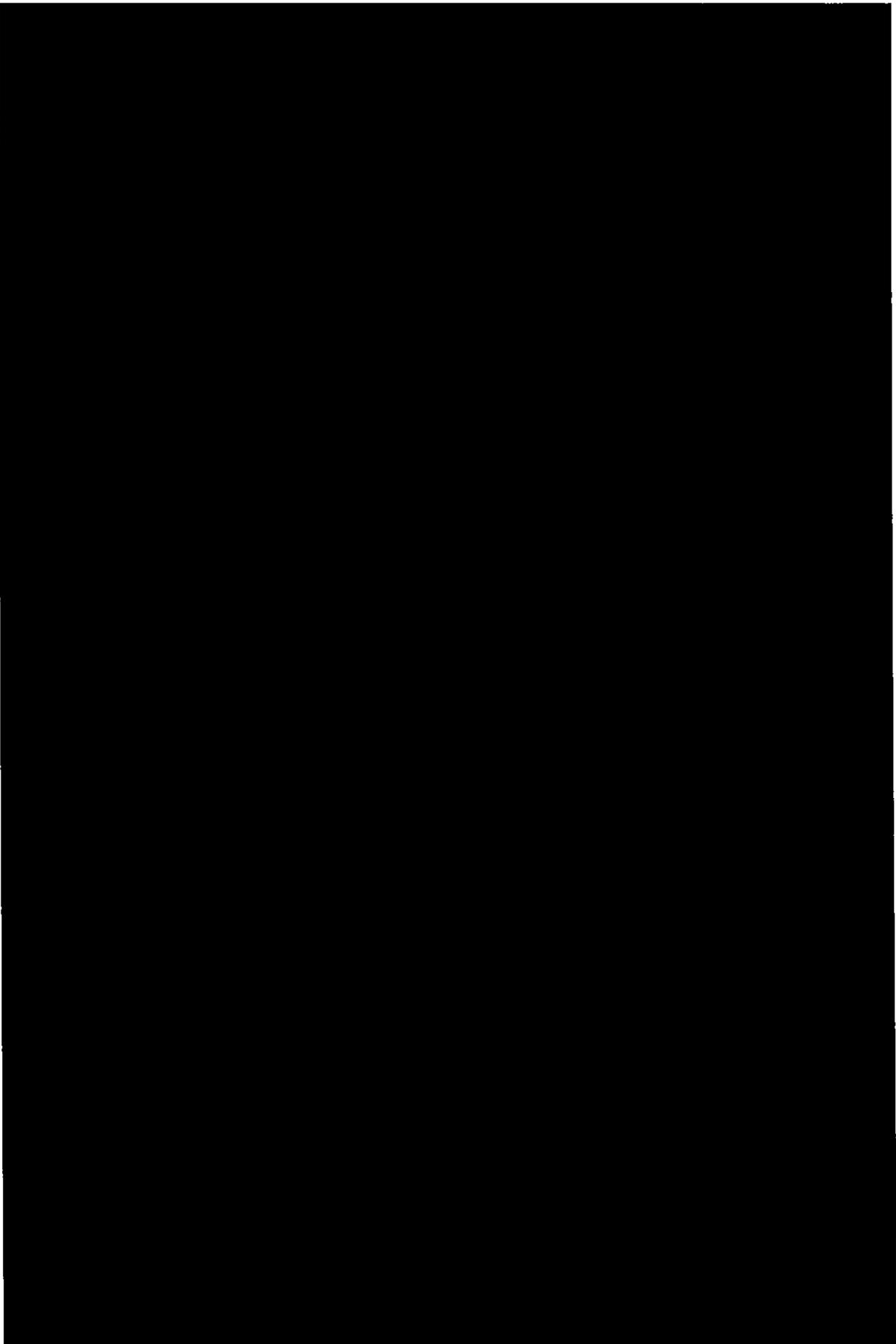


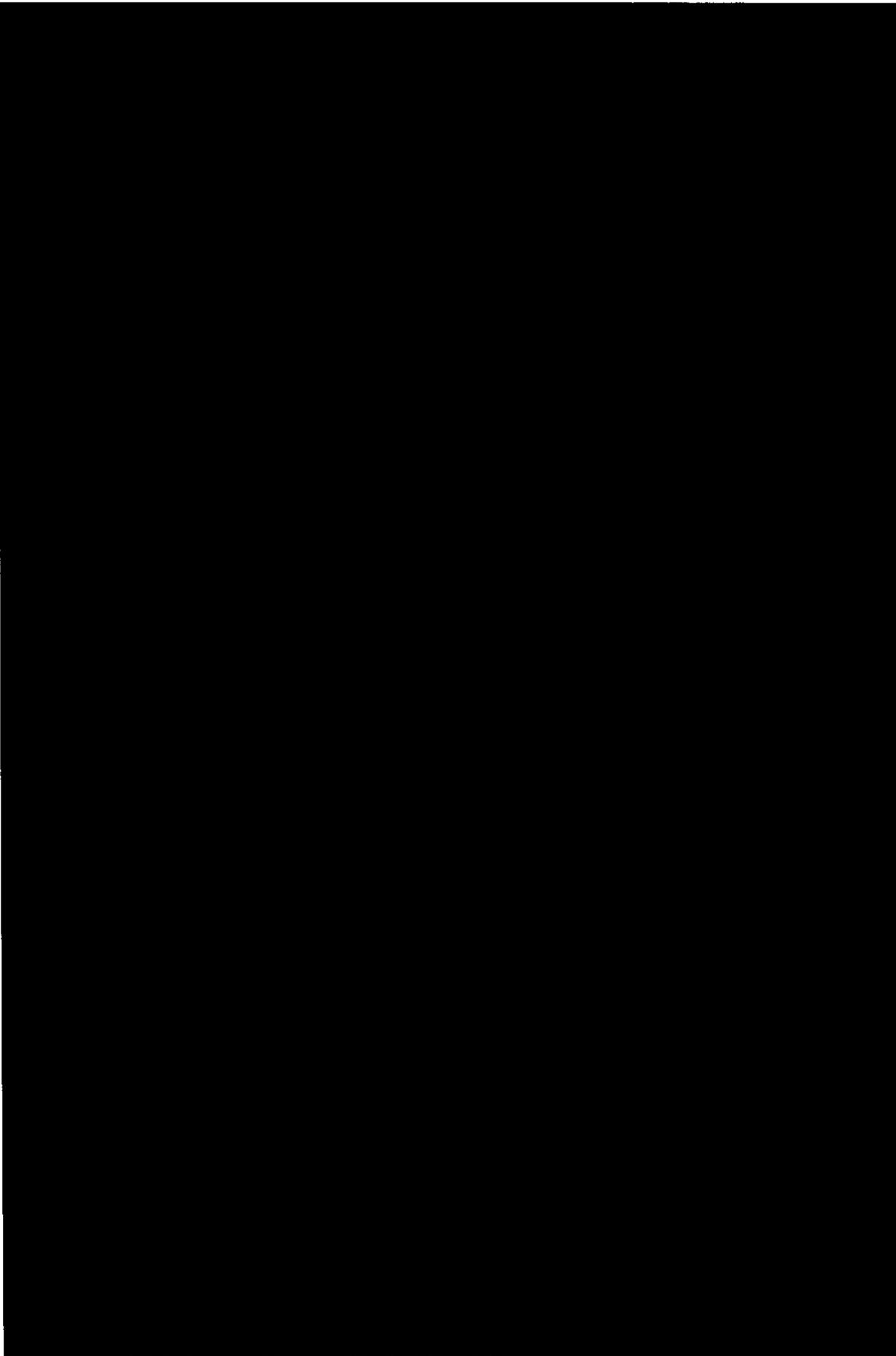












第5 いじめ事象の事実認定

1 いじめ事象の認定の考え方

(1) 本調査の目的・目標

いじめの重大事態の調査は、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである¹³⁾。

本件では、対象生徒が学校に対し、いじめ事象を訴えており、それが解決に至らず、自傷行為を繰り返すなかで、大きな負傷に至ったもので、学校及び学校設置者に対し、対象生徒への適切な対処や同種事案の再発の防止が求められるところ、当委員会はこの目的・目標に応じた事実認定を行う必要がある。

念のため述べるが、本調査の事実認定は、刑事処罰や民事の不法行為を認定するためのものではなく、また、相手方生徒への学校の処分の根拠となるものではないことを申し添える。

(2) いじめの定義

ア 当委員会は本件を検討するに当たり、前記本調査の目的・目標を前提として、いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義を採用する。

すなわち、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。

例えば、好意的に相手のことを思って発言したのものや、冗談等でいじめと意図しなかった行為であっても、その結果、心身の苦痛が生じたのであれば、いじめとなり得る¹²⁾。

イ このことは、相手方生徒に対象生徒に対する害意や、相手方生徒が対象生徒に向けた行為でなくても、被害者に心身の苦痛が生じたのであれば、学校及び学校設置者は、いじめとして対処を求められることを指している。

このようにいじめを被害者の立場に立って広く認める趣旨は、これまでの痛ましい児童等の自死案件や不登校案件が繰り返されないように、学校及び学校設置者は、被害を広く認知し、対策をとるべきであるとの考え方に基づくものである。

(3) 事実認定の考え方

ア 当委員会は、前記いじめの定義に照らし、学校及び学校設置者に対する再発防止を目的・目標として、いじめに該当するかの認定を行うこととした。

本件では、対象生徒がいじめ事象を訴えていること、対象生徒の心理的考察から、対象生徒が心身の苦痛を受けていること自体は認められ（後記イ参照）、この場合、対象生徒が主張する状況、行為があったと認められるかが認定対象となる。

対象生徒が主張する状況、行為があったかの認定については、いじめが密行性を持って行われること、客観的、物理的証拠が残りにくいことを考慮し、対象生徒以外の証言があったり、四囲の状況からその事実があった可能性が高いと認定できる場合をいじめ事象として認定することとした。

イ 対象生徒のいじめ事象の訴えについては、当委員会の聴き取り調査において、対象生徒は真摯に供述しており、分からないこと知らないことを無理に話そうとせず、供述態度に矛盾や不自然なところは見受けられなかったこと、及び担任において、逐次記録された「指導記録」に、いじめ事象の訴えが記録されていることから、事後的に故意に、相手方を陥れたりするために虚偽の供述をしていることは認められない。よって、対象生徒が心身の苦痛を受けていたこと自体は、対象生徒の供述及び心理的考察から認められる。

なお、対象生徒がいじめ事象として訴えているものでも、当委員会としては、対象生徒だけの証言ではいじめとして認定していない。このことは、当委員会が第三者委員会として、相手方生徒に対しても公平でなければならないという立場から、相手方生徒が当委員会の聴き取り調査を拒否したと言う事情もあり、認定に至らなかったのであり、対象生徒が虚偽の訴えをしていると把握しているわけではない。

先に述べたとおり、いじめには密行性等があり、事後的に第三者委員会が調査をして、事実として認定できる事象は限りがあり、当委員会としても、事実認定できなかった事象を積極的に、「事実が無かった」と認定しているわけではないことを付言しておく。

2 いじめ事象として認定できる事実

(1) 生徒Aの行為

ア 具体的事実

- ① 生徒Aが、対象生徒のいないところで、同級生に対し、「対象生徒が中学生の時に、ギャルの集団とロげんかして勝った」と言った。
- ② 生徒Aが、対象生徒のいないところで、家庭科の親子丼調理実習の前に「対象生徒の取った出汁なんか飲みたくない」もしくは「あんなん食べたくない」と言った。
- ③ 生徒Aが、「あいつハブられとん」と言った。
- ④ 生徒Aが、対象生徒のいないところで、「(対象生徒の) 親が出でくるかもしれん」と言った。
- ⑤ 生徒Aが、教室等で [REDACTED] と言った。

イ 認定理由

生徒Aが、対象生徒の悪口もしくは対象生徒の話題を対象生徒のいないところで発していたことは、生徒C、生徒Gの証言及び証言に代わるLINEメッセージから認められる。

[REDACTED] という発言については、生徒Aは、対象生徒のことを指して言ったことはないとしているが、自分の嫌なあだ名として認識している対象生徒にとっては、心身の苦痛を受けたと認定する。

なお、対象生徒は、生徒Aと共に生徒Bが悪口やからかいをしてきたと訴えている。生徒Aと生徒Bは仲の良い友人で、一緒に騒いだり、じゃれあったりすることはあったと認められるが、具体的に生徒Bの行為を認定するには至らなかった。

(2) 生徒Cの行為

ア 具体的事実

生徒Cが、生徒Aの話（悪口）をくりかえし対象生徒に伝えた。

イ 認定理由

生徒Cは、対象生徒と生徒Aが互いに悪口を言い合っていたと証言しており、対象生徒と仲の良い友人で会った生徒Cが、対象生徒との会話の中で、生徒Aの発言を対象生徒に伝えることがあったと認められる。

生徒Cの伝える意図が、善意であったとしても、対象生徒が心身の苦痛を受けていることが認められるため、いじめと認定した。

なお、対象生徒が、生徒Cに「悪口の報告」をやめてと伝えたか否かは、生徒Cの聴き取り調査ができておらず、事実の存否について、認定に至らなかった。

(3) 生徒Bの行為

ア 具体的事実

家庭科のカスタードクリームの調理実習の時、対象生徒は、班での作業ができず、他の班で実習を行っていたところ、実習終盤、生徒Bが、対象生徒に対し、ラップに包まれた持ち帰り用のサンドウィッチか、カスタードクリームを渡した。

イ 認定理由

家庭科の実習は名簿順でグループが構成され、生徒A、生徒B、生徒Cと対象生徒の4人班で実習を行っていた。対象生徒は、これまでの生徒A、生徒B、生徒Cとの関係から、自身のグループで実習を行うことができず、他の班で実習したことが認められる。

なお、生徒A、生徒Cは、この実習時、対象生徒に作業について、声をかけたと供述しており、生徒A、生徒B、生徒Cが悪意をもって、対象生徒を班にいられなくしたとまでは認められなかった。

このように対象生徒が、自身のグループにいることが辛いと感じている場面で、生徒Bが、サンドウィッチかカスタードクリームを渡した行為については、渡した側は好意であっても（教諭Vは、生徒Bの行為は、「優しい行為」と感じた述べている）、渡された側が心身の苦痛を感じたと訴えているので、いじめと認定した。

(4) 〇〇組の一部の女子生徒の行為

ア 具体的事実

アルティメットの体育の授業において、〇〇組女子のグループと、対象生徒及び生徒Dと〇〇組の女子のグループが対戦したとき、生徒Cが、対象生徒の持っているフリスビーを強く叩き、〇〇組の女子がクスクス笑った。

イ 認定理由

対象生徒は、〇〇組の生徒D以外の女子から「阻害」（無視、のけものの意）されていると感じていたところ、体育のグループ分けで、〇〇組のグループに入れず、対象生徒が「悪口の報告」をされたと感じていた生徒Cから強く叩かれ（なお、体育のルール上は問題無い行為）、それを見た〇〇組の一部の女子が笑っていたことから、対象生徒が心身の苦痛を受けたことが認められるため、いじめと認定した。

なお、〇〇組の一部の女子が、悪意をもって、対象生徒を笑っていたかについて

は、事前に対象生徒から被害を訴えられていた友人（生徒）の証言しかなく、事実の存否について、認定に至らなかった。

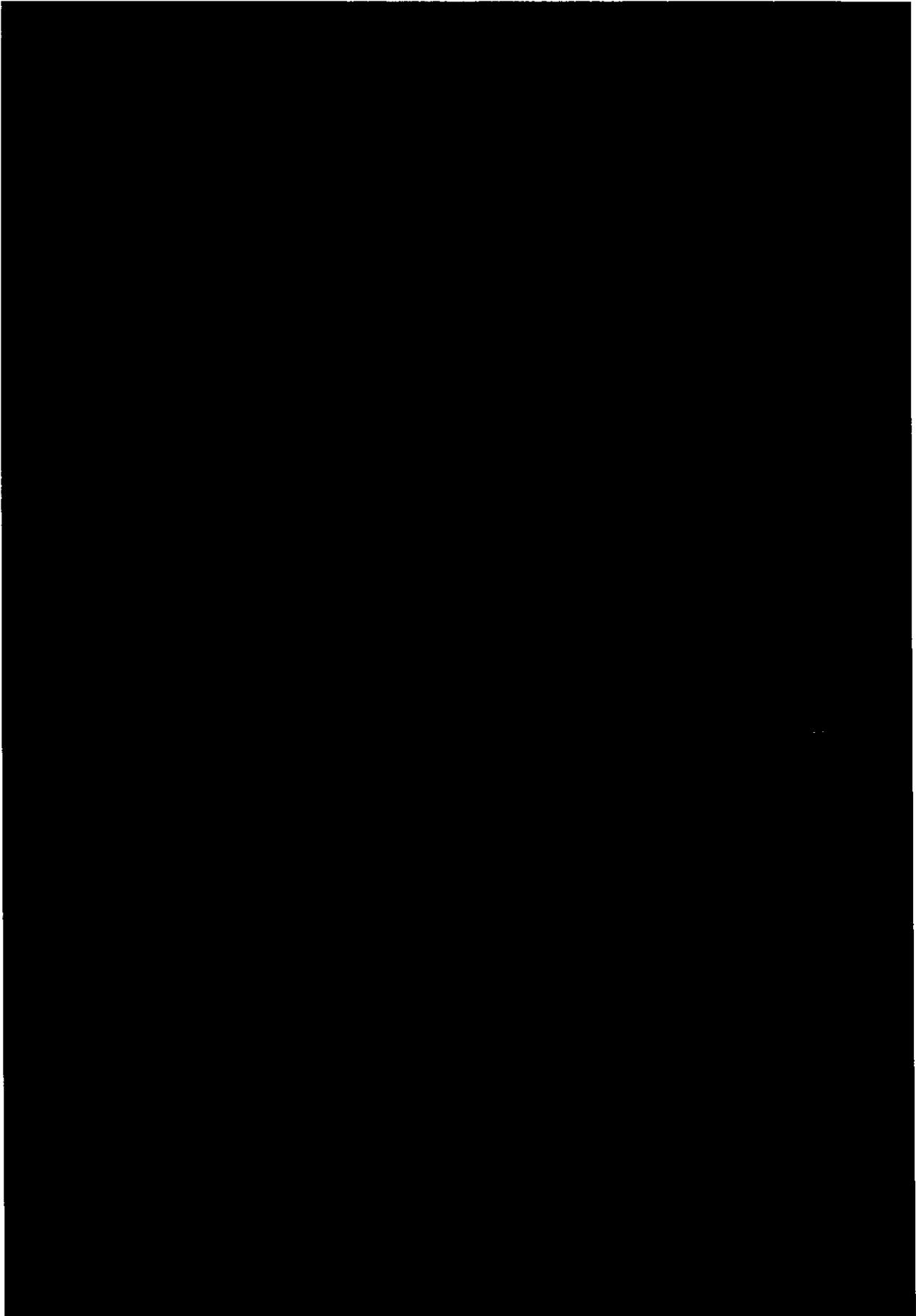
対象生徒及び保護者は、■■■■組女子にスクールカーストやヒエラルキーがあり、集団的に対象生徒等を見做していたのではないかと訴えたため、当調査委員会は■■■■組女子を対象とする聴き取り調査を試みたが、調査に応じてもらえず、事実の存否について、認定に至らなかった。

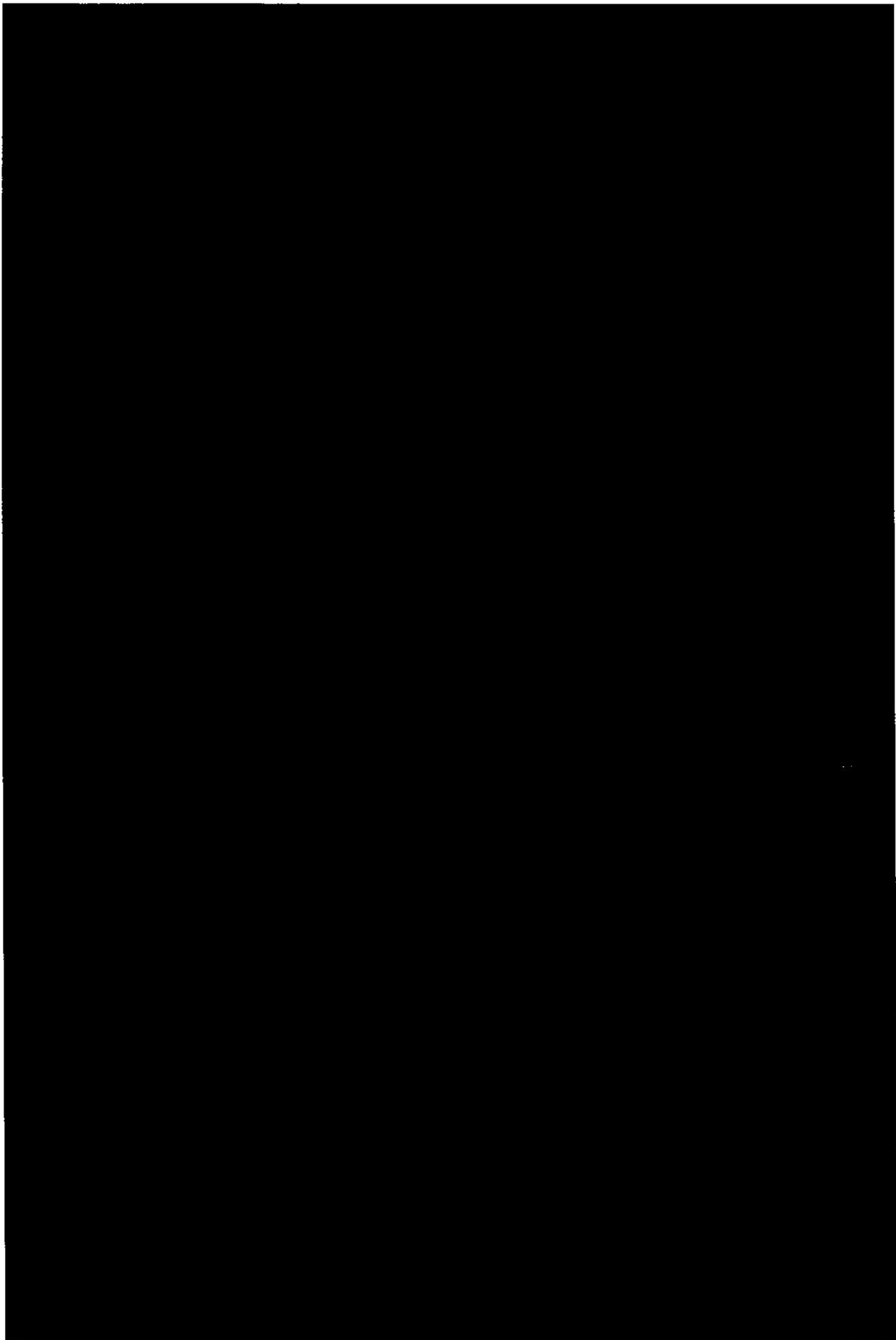
3 おわりに

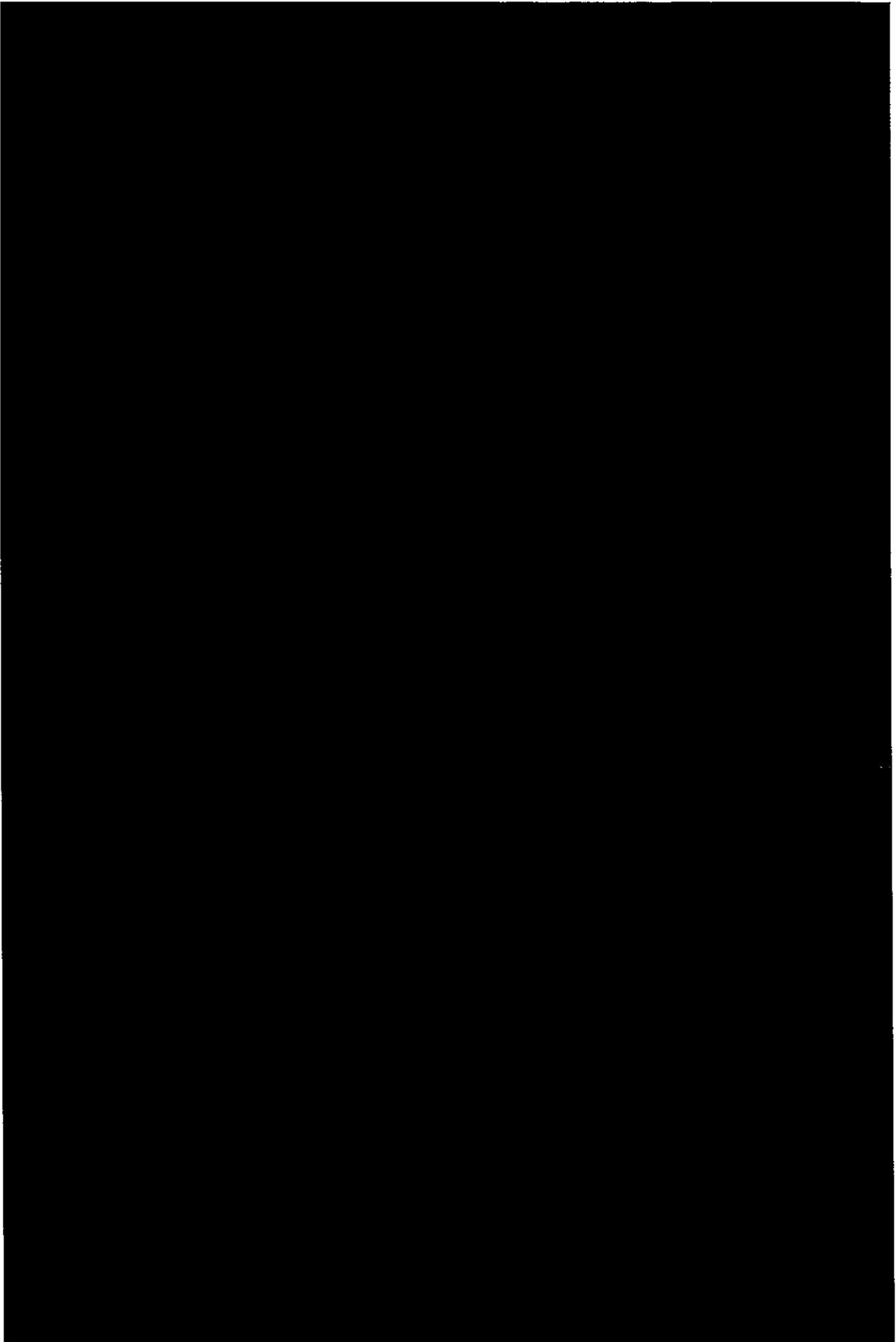
当委員会がいじめ事象として認定した事実は上記のとおりであるが、これ以外の事実が無かったと認定するものではない。無かったと認定できない事情としては、相手方生徒が当委員会の聴き取り調査を拒否し、相手方生徒の事実主張を判断の材料に入れられなかったことが大きな要因である。

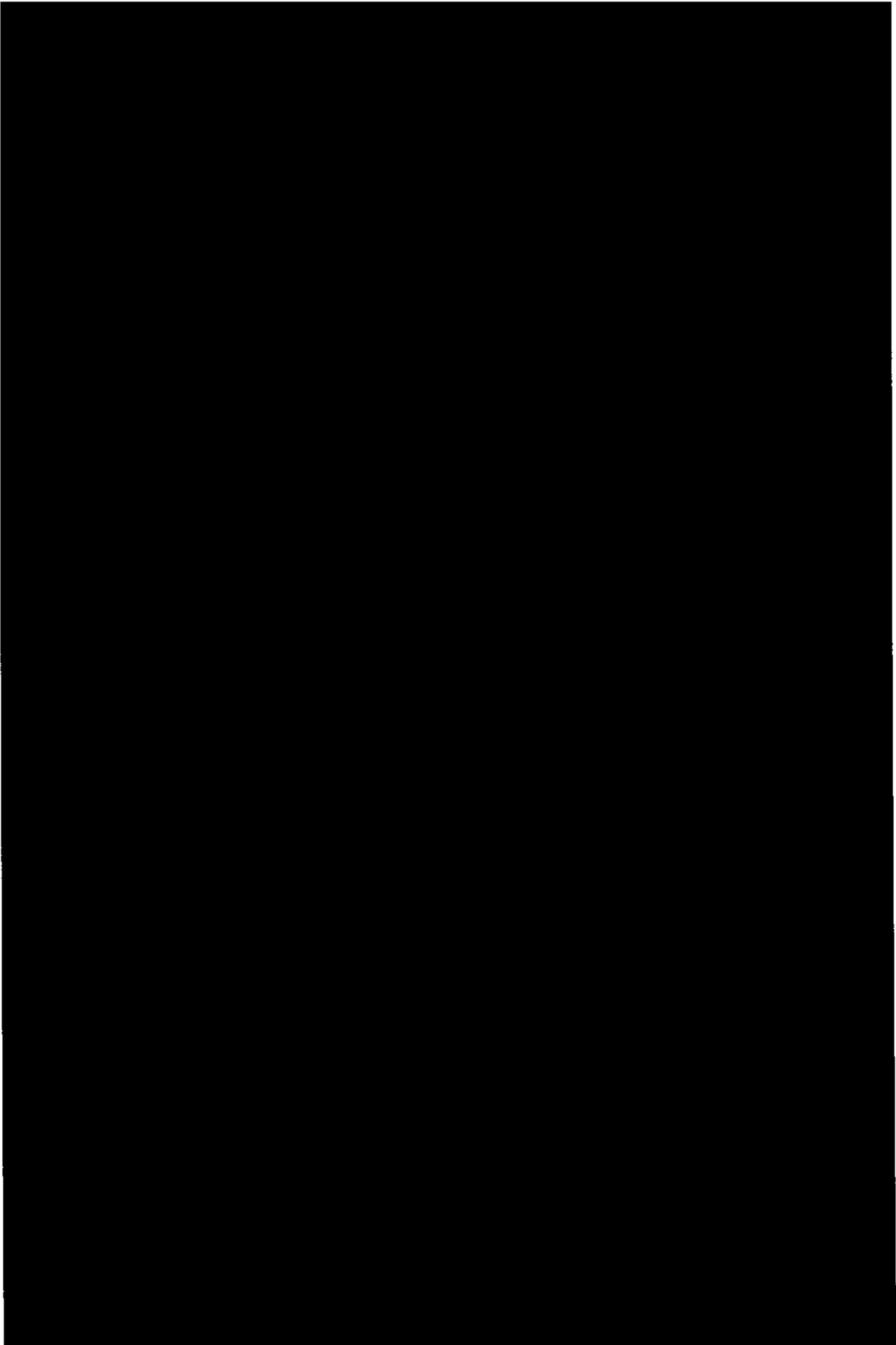
当委員会が事実を調査し、相手方生徒の主張を聴きとることは、対象生徒が相手方生徒の思いを知る機会にもなり、仮に、誤解や行き違いがあったとすればそれを解消する助力になり、今後の本件事象の対処にも役立つと考えられるため、相手方生徒が聴き取り調査に応じてくれなかったことは、そこに後記の学校の対応の不適切さがあるとは言え、当委員会としては非常に残念である。

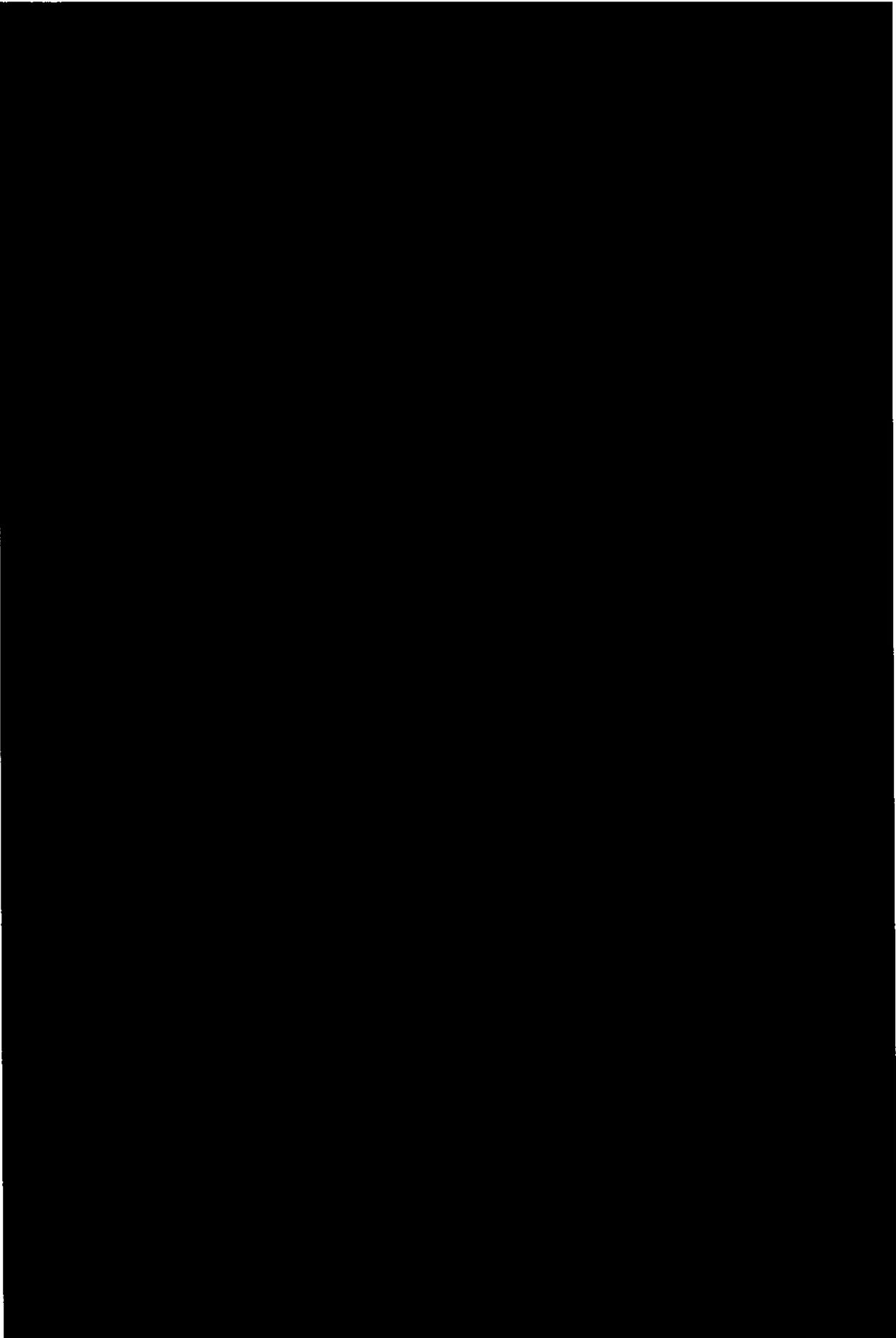
第6 いじめ事象と本件自傷行為との関連性

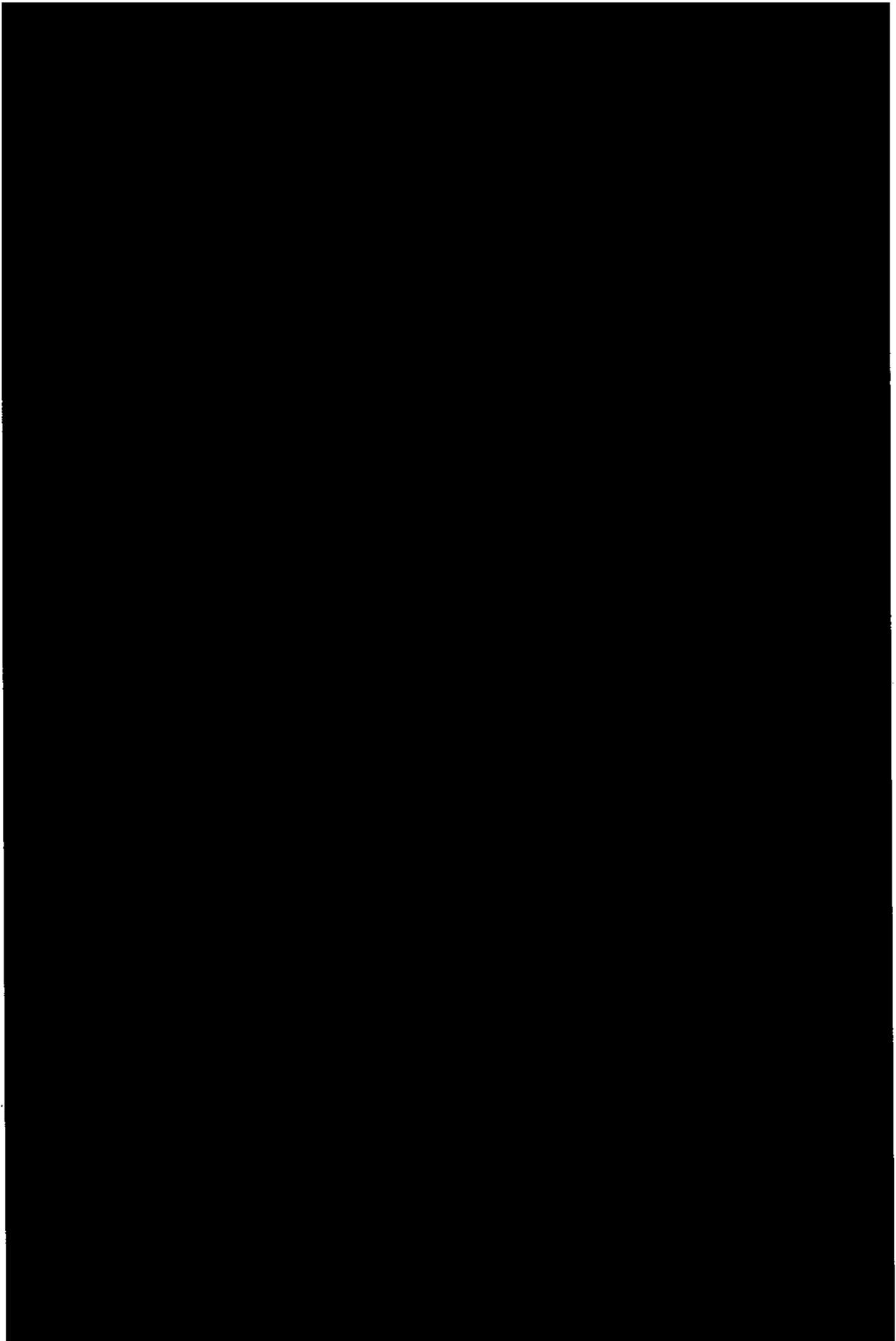


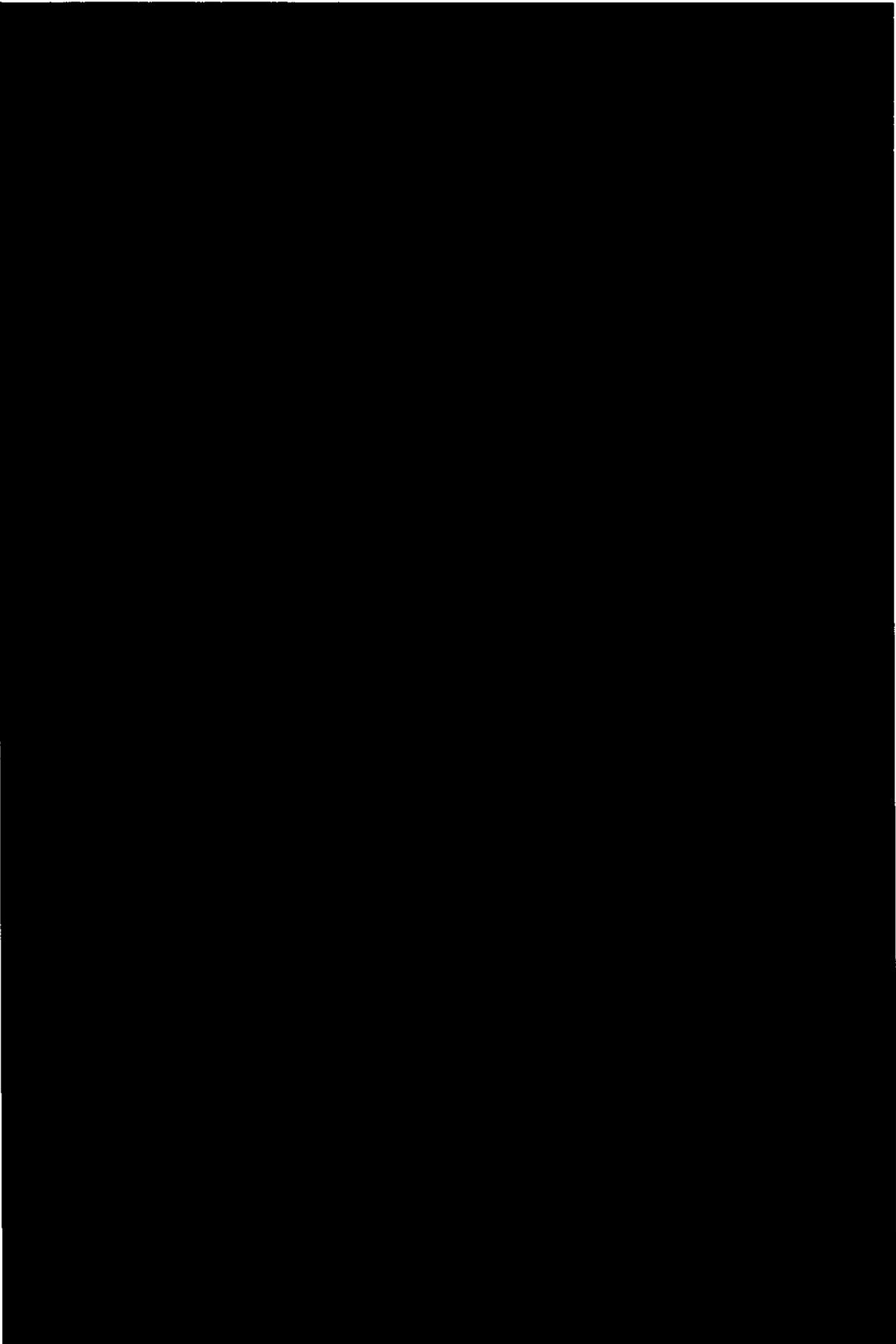


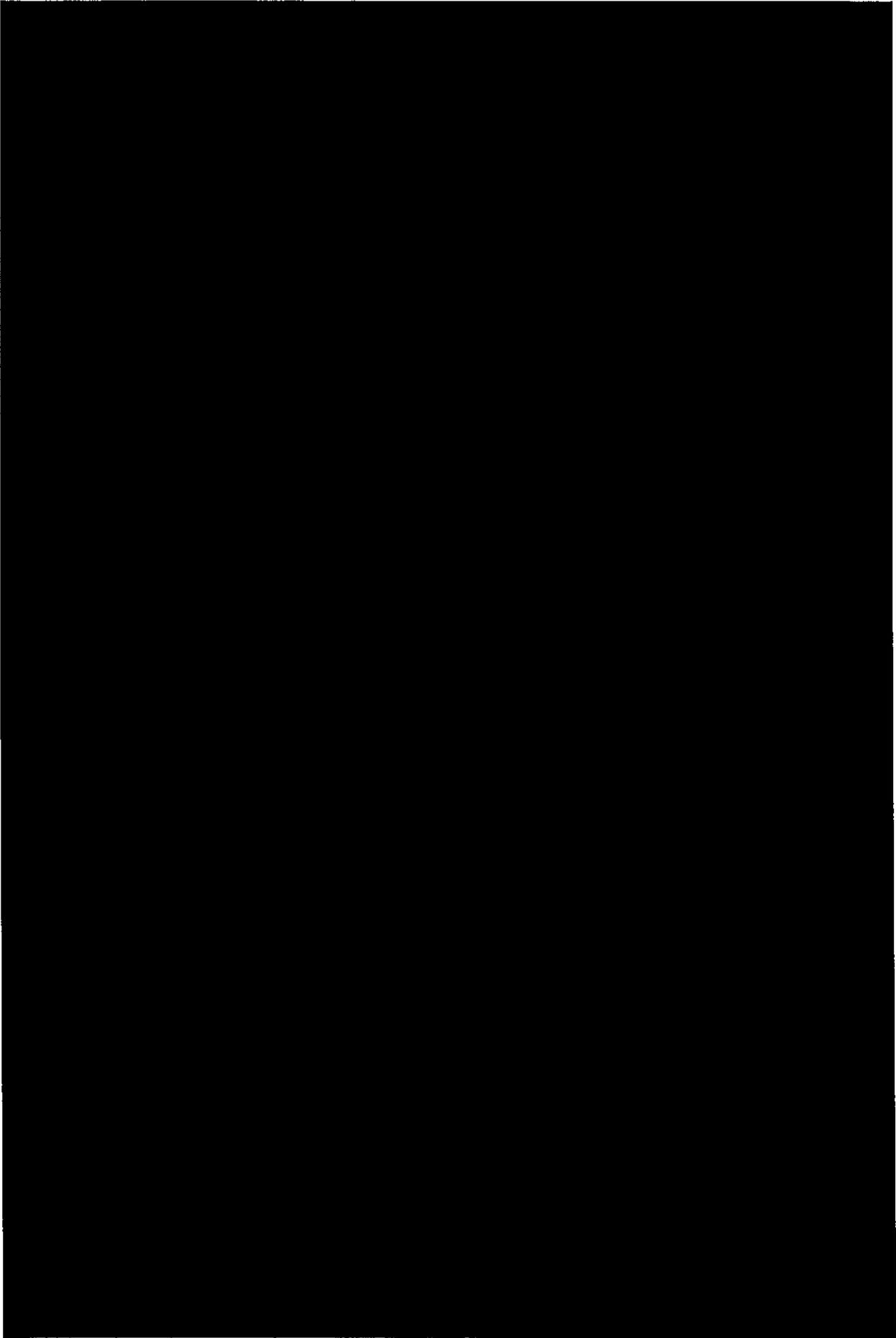












第7 学校及び学校設置者の対応の問題点

1 はじめに

これまで述べてきたとおり、本事案は、学校におけるいじめを原因の一つとして、対象生徒が自傷を行ったという重大事態であり、学校及び学校設置者（以下、「学校等」と言う）の対応に問題が無かったか、検証する必要がある。

2 重大事態発生前の学校の対応の問題点について

(1) 個々の対応時点での問題点

ア 対象生徒は、1年生の7月27日に養護教諭（教諭X）に「死について考えてしまう」などと相談し、8月31日にSCのカウンセリングを受けている。この時、対象生徒は、いじめに該当する訴えをしていないが、この時点で、保健部、SC及び担任等の間で、情報共有、意見交換が行われ、対象生徒に対するアセスメントが行われるべきであった。

イ 対象生徒は、1年生の11月から早退することがあり、同人の母からも「様子がおかしい」と担任に連絡が入っている。12月1日には、対象生徒から、担任に、いじめと捉えるべき事象について相談があり、この時点で、担任は、学校の管理職に報告し、学校はいじめ対策会議を開催すべきであった。

ウ 対象生徒の母は、1年生の1月26日も、「からかい」等について学校に相談しており、SCからもカウンセリング時の情報提供がなされている。この時点でも、教員等とSCの対象生徒に対するアセスメントが行われるべきであった。

エ 1月29日、担任は、対象生徒から、生徒Cとの人間関係で担任に間に入って欲しいと言われた際、「社会に出たら人間関係に悩むこともあるので、できれば先生に頼るのではなく、自分で対応できる力をつけてほしい」といった趣旨の発言をしている。

上記教員等とSCの対象生徒に対するアセスメントが行われていれば、担任の対応がより適切にできるようになったと考えられる。

オ 1月下旬から2月にかけて、対象生徒及びその母は、担任や保健部に、いじめと捉えるべき事象の相談を繰り返しているが、担任もしくは保健部の対応で終わっており、学校がいじめ対策会議を開催することは無かった。

カ 2月22日、担任は、対象生徒の母から「家庭科のとき」困っていることが起きていると聞いており、遅くともこの時までには、生徒A、生徒B、生徒Cとの関係で対象生徒が悩んでいることを把握していた。このことを把握していた担任や保健部から、家庭科担当教員に情報共有がなされるべきであり、家庭科の組み分けにおいて、対象生徒のグループを変更するなどの方策がとられるべきであった。

教員間の情報共有については、いじめ対策会議を開催し、問題を学校全体で把握していれば、家庭科での対応をとることができたと考えられる。

キ 2月24日、担任は、対象生徒の訴えを複数の教員で対応すべきと考え、対象生徒との面談に、教諭Zを同席させることとした。

複数の教員でいじめの訴えに対応しようとすることは、望ましいことであり、今後も続けていくべきであるが、本事案では、対象生徒は、生徒指導部長（教諭Z）が

同席することを、直前に聞かされており、担任に相談しようと思っていたところ、教諭Zが面談し、対象生徒の思いに反することとなってしまった。

しかも、教諭Zは、対象生徒に対し、「学校に行ったら自分の机がなくなっていたとかそういうことがあったわけではない」とか、「 はバカやし、コロナでスポーツ大会とかも出られないしストレスが溜まっているから許してやってくれ」といった発言をし、対象生徒の悩みを矮小化し、対象生徒に寄り添う対応を取らなかった。これらから、教職員に対するいじめに関する研修の不十分さが認められる。

また、この面談では、対象生徒と人間関係ができていない教諭Zが入ったことで、対象生徒が不信感を抱くに至っており、誰が面談に入るかといった事前の検討や、普段とは違った形で面談をすることについての生徒への説明が不足していたものと考えられる。

ク 対象生徒が2年生になって、4月19日、担任は、対象生徒の母から、対象生徒がいじめと捉えるべき事象で悩んでいることを伝えられる。担任は、対象生徒と面談する、母と電話で話をするなど、真摯に対応していたことが認められるが、この時点でも、担任のみの対応となっており、学校が、いじめ対策会議を開催し、問題を教員間で共有することが無かった。

(2) 総合的な問題点

ア 速やかにいじめ対策会議が開催されなかったこと

担任は、令和3年1月26日までに、対象生徒及びその母より、対象生徒が同級生からからかいを受けていること、そうした学校での出来事が原因で対象生徒が登校したくないと言っていることについての相談を受けている。

もっとも、担任がよく対応してくれているからということで、対象生徒が自傷行為に至るまでいじめ対策会議が開催されることはなく、事実関係の把握や、対象生徒の訴えに対する対策が学校として検討されることがなかった。

京都府いじめ防止基本方針では法22条に基づき学校の常設のいじめ防止等の対策のための組織を置くこととされており、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うために、遅くとも上記の令和3年1月26日にはいじめ対策会議が開催されるべきであった。

イ いじめに関する研修が実施されていなかったこと

当該校のいじめ防止基本方針には、「いじめの防止等に係る校内研修を実施する」とある。

にもかかわらず、校長の聴き取りによれば、本事案の前、当該校ではいじめに関する研修が実施されていなかった。

担任等が、いじめと捉えるべき事象の相談を受けながら、いじめ対策会議が開催されなかったことも、生徒指導部長(教諭Z)の対象生徒に対する明らかに不適切な発言も、教職員がいじめ問題について学ぶ機会がなかったことが原因とも考えられる。

当該校としては、今後、いじめに関する校内研修を実施し、教職員のいじめ問題への対応力を向上させていくことが求められる。

ウ いじめの訴えの対応が担任まかせになっていたこと

担任が、対象生徒との間で何度も面談の機会を設けていたこと、面談の内容等を

指導の記録として逐一記録を残していたこと、人間関係で悩んでいる対象生徒に対して交換絵日記をしようと提案をしたこと等については、熱心な生徒対応であったと評価できる。

また、保健部は、対象生徒の話聞き、SCのカウンセリングに繋ぎ、その結果を、担任にフィードバックすると言った望ましい対応があったことも評価できる。ただ、保健部は、対象生徒に対し、それぞれの訴えに対し、最終的には「担任に相談してみても」としており、担任の負担が重くなるだけでなく、担任との面談に徐々に不満を感じていた対象生徒にとっては、相談できる場が無くなると言った思いを膨らませる状況になっていったことが認められる。

エ スクールカウンセラーとの情報共有が不十分であったこと

高校の教員が、高校生に対して、社会に出てからのことを想定した指導を行うことは、一般的には理解できる。もっとも、各生徒の特性を踏まえてより適切な指導方法が何であるかを検討することは必要であり、対象生徒に関しては、その特性を踏まえると、対象生徒に寄り添った指導が必要であったと考えられるところ、本事案では上記の検討が欠けていたものと考えられる。

対象生徒は、スクールカウンセリングを受けており、指導を行う教員、保健部等は、生徒の特性を理解するため、心理の専門家であるSCとの意見交換を十分に行い、生徒のアセスメントを行うべきであったが、本事案ではこれできていなかった。

オ 席替え、班替えをしなかったこと

担任は、対象生徒1年生の12月頃から、対象生徒から、からかい等についての相談を受け、2月24日の面談では、生徒A、生徒Bから陰口を言われるとの相談を受けていた。

それにもかかわらず、授業の席順や、家庭科の実習の班を變えるといった対応がとられることはなく、席や班は名簿順のままであった。担任としては、速やかに教科担当と連携をとるなどして、席替えや班替えをするといった対応をとるべきであった。

カ 校長、副校長間の情報共有が不十分であったこと

当該校の校長は、担任が対象生徒よりいじめの相談を受けていたこと等の本事案に関わる情報を、本事案が発生して初めて知った。

いじめのような重大な問題に関しては、学校全体として対応するために、その疑いが生じた時点で、速やかに校長まで情報が共有されるべきものである。

そのためには、日頃から、副校長はどういったことについては校長に報告をあげる必要があるのかといった基準をつくっておくべきであった。

キ いじめアンケートが活用されていなかったこと

当該校では、いじめアンケートで、「いじめられている」であるとか、「いじめを見た」といった記載があったとしても、すぐにはいじめ対策会議は開かれず、まずは担任や学年で聴き取りや相談を行い、その聴き取りや相談を踏まえて、必要ということになってはじめて、いじめ対策会議が開かれることになっていた。

いじめアンケートをいじめ防止に役立てるためには、アンケートによりいじめに関する情報を発見したときには、すぐさまいじめ対策会議を実施するなどして、学校

全体としての組織的な対応をとるべきであったと考えられるが、そうした対応ができておらず、いじめアンケートをいじめ防止のために活用するための検討が不十分であったと考えられる。

当該校には、いじめアンケートを教育委員会からの要請に基づいて機械的に実施するのではなく、いじめ防止のためにどう役立てるかを検討することが求められる。

3 重大事態発生後の学校の対応について

(1) 個々の対応時点の問題点

ア 当該校は、4月26日に、「いじめを苦に自傷行為に至った」との対象生徒の母からの連絡を確認している。

学校としては、対象生徒及びその母は、いじめの訴えを複数回伝えており、この時点で、対象生徒について、いじめにより身体に重大な被害が生じた疑いがあると認識し、速やかに、京都府教育委員会に対し、「いじめ重大事態」が発生した旨を報告すべきであった。

イ 同日、学年部長と担任が、対象生徒のところへ、家庭訪問へ行ったが、学校として、クラスの生徒の自傷行為と言う事実で、大きなショックを受けている担任をサポートする姿勢が足らなかったのではないかと考えられる。いじめを訴えていた保護者が、学校の対応に不満を持っていることは容易に想像でき、その矛先が、担任に向かうことも想像できることであり、学校として、家庭訪問の前後に担任を支援する必要があった。

ウ 学校は、4月28日に、生徒A、生徒Bに聞き取りをし、5月10日に対象生徒のクラス全員から聞き取りをした。その後、生徒Cには追加の聞き取りを行い、生徒A、生徒Bに対しては、更に2回の聞き取りが行われた。

生徒A、生徒Bに対しては、まず生徒指導部長と2年学年部長が、対象生徒の訴えで明らかなもの(2件)について事実確認をし、後日、対象生徒の父からの要望を受けて、クラス全員への聞き取りの際に、再度の聞き取りが行われている。

学校として、本事案に対して早期に対応をするべく、早々に聞き取りを実施したことは一定評価できるものの、聞き取りに関する準備が不十分であったために複数回聞き取りを実施することとなり、相手方生徒に必要以上の負担を与えることとなった。

学校は、5月10日にクラス全員に対する聞き取りを行ったところ、その中で生徒Dが、生徒B、生徒Aの対象生徒に対する悪口について、自分自身は聞いたことがないが隣のクラスの生徒Hから聞いたと述べた。学校も、いじめ対策会議の中で生徒Hに対する聞き取りについての検討をしたものの、結局聞き取りは実施しなかった。

本事案は、対象生徒が主張する事実に関する情報が乏しい事案であり、第三者による目撃情報等は本事案に関する重要な情報であるから、生徒Hに対する聞き取りを実施すべきであった。

エ 5月20日、校長は、対象生徒の父母と面談し、生徒A、生徒Bからの謝罪の場を作る等を伝えたが、結局実現することはできなかった。これにより、対象生徒及

び保護者の期待を裏切り、信用を失うこととなった。

生徒A、生徒Bが事実を否定しているにもかかわらず、謝罪の場を作ると発言したことについては、見通しが甘かったと言わざるを得ず、生徒A、生徒Bの心情を逆撫でするものであったことは容易に想像できる。

オ 5月21日、朝のショートホームルームで、生徒指導部長が、対象生徒のクラスの生徒に対し、いじめについての話をしたが、法律のいじめの定義を短時間説明しただけでは、不十分であったと言える。

カ 対象生徒は、自傷行為後、5月21日に再度登校し始めるまで、約3週間にわたり本学校を欠席しており、本事案について不登校重大事態として対応することも考えられたが、校長は30日を目安という考え方をとっており、重大事態として扱うことは無かった。

(2) 総合的な問題点

ア いじめ重大事態としての対応が遅れたこと

当該校は、自傷行為の発生を知った4月26日に、重大事態発生の報告を教育委員会にすべきであったが、実際に報告されたのは7月29日である。

いじめの重大事態として報告することで様々な支援を受けられることになるのであり、正式に報告することのデメリットは認められないはずであるが、校長、副校長は、問題を学校内で収めようとし、その結果、助言や指導を受ける機会を逃し、問題を大きくしてしまったと認められる。

また、保護者によれば、学校は、5月3日の時点で「いじめ」であることを積極的には認めず、6月1日に保護者が「重大事態」等という言葉を使って学校に確認したが、7月7日には学校は、法に規定される「重大事態」として対応するのではなく、「重大な事態」等として対応しているとの説明をしたとのことである。このことによって、対象生徒や保護者は、学校側が「いじめ」及び法の規定する「重大事態」と認めるのを避けようとしていた印象を持つ結果となっている。

「いじめ重大事態である」という保護者の訴えや思いに対し、学校が真摯に受け止めようとする姿勢が伝わらず、対象生徒や保護者との関係をより複雑化したことは問題である。

イ 学校による聴き取り調査が不十分、不適切であったこと

本事案では、学校は、重大事態と報告する前に、生徒からの聴き取りを行っている。生徒への聴き取りは、生徒にとって負担となるものであり、極力回数を減らし、少ない回数で情報を得る必要がある。

そのためには、学校は、教育委員会やSLに聴き取りの項目や質問方法、聴き取り結果の記録について、指導、助言を求めるべきであった。

学校の聴き取り調査や、校長が謝罪を相手方生徒に提案したことから、相手方生徒は、当委員会が、聴き取り調査への協力を依頼したときは、これに応じないと言う態度となってしまった。

なお、学校の聴き取り調査の記録だけでは、相手方生徒の主張を十分に把握することは難しかった。

ウ 安易な見通しのもと対象生徒の保護者に謝罪の場を作ると約束したこと

校長が、対象生徒の保護者に、相手方生徒から謝罪させると約束したことは、対象生徒にとっても相手方生徒にとっても不適切な対応であった。

対象生徒や保護者は、謝罪が受けられるものと期待しこれが裏切られ、相手方生徒はやっていないことについて謝罪を求められ、双方に学校に対する不信感が高まる結果となった。

エ クラスの生徒へのいじめ授業が実施されなかったこと

対象生徒が通学を再開するに当たり、当該校は、朝のショートホームルームでいじめの話をしてだけに終わっている。

また、高校生に、短時間で、いじめの法律の定義を伝えることが、果たして、真のいじめの理解につながったのであろうか。

本事案では、重大事態発生後にも対象生徒のいじめの訴えは続いており、クラス全体、学校全体で、いじめへの理解を深める授業の実施が必要であったと言える。

オ いじめ対策会議でスクールカウンセラー等の活用がされなかったこと

当該校いじめ防止基本方針では、いじめ対策委員会の構成員にSCがあげられているが、本事案でSCがいじめ対策会議に参加したのは1回きりであった。

また、いじめ対策会議において、教諭Xより「SCから先ほど電話があり、SSWに相談してみてもどうかと。以前、他校事例の第三者委員会のメンバーになっておられたとのこと。」との発言があったが、結局SSWにいじめ対策委員会に入ってもらおうといったことはなかった。

当該校としては、専門的な見地からのアドバイスをもらい、本事案の解決を図ろうとする姿勢が欠けていたと言わざるを得ない。

4 学校設置者の対応の問題点について

(1) 学校設置者の担当部署である京都府教育委員会高校教育課（以下、「学校設置者」と言う。）は、重大事態発生後の4月28日に、当該校から、生徒のリストカットがあったという報告を受けている。学校設置者は、当初リストカットの原因が何であるか不明であったが、学校から事情を聴取し、いじめが関連していることを認知し、いじめ対策会議の開催を指導し、生徒への聴き取りについても学校に指導しているが、以下のような問題点が認められる。

(2) 当該校の具体的な対応について報告を受けていなかったこと

学校設置者は、本事案発生後、当該校に対していじめ対策会議を開くよう伝え、当該校よりいじめ対策会議を開催した旨の報告は受けているが、具体的な内容の報告までは受けていなかった。

確かに48校ある京都府立の高校が行うすべての会議を、その中身まで確認することは実際上困難であるが、本事案のように具体的な問題が発生しているものに限れば可能であると思われ、学校設置者としては、本事案に関して、当該校に対し、具体的な指導、助言をするため、いじめ対策会議の内容を報告するよう求めるべきであった。

(3) 速やかに重大事態として対応しなかったこと

本件では、学校設置者は、5月6日に、対象生徒保護者から電話を受け、保護者がいじめの訴えをまとめた文書を受け取るなどして、本事案がいじめを苦にして自傷

を行ったものである疑いが認められることを認識していたにもかかわらず、学校設置者として速やかに重大事態に該当するとの判断を行わなかった。

法は、学校だけでなく、学校設置者に対しても、重大事態に対処し、再発を防止するため、速やかに第三者委員会を設置し、調査を行うものと定めており、上記学校設置者の対応は不適切であったと言わざるを得ない。

(4) スクールロイヤーが活用できていなかったこと

学校設置者は、令和3年5月18日に、本事案についてSLに相談をしているが、相談内容は対象生徒保護者に対する書面の開示に関するもののみであった。

学校設置者としては、SLに対して、まず、重大事態の該当性の判断に対する見解を求め、本事案への対応について、より具体的な相談をし、法的な観点からの助言を求めべきであった。

第8 提言

1 はじめに

本事案において、当該校では、担任が業務多忙の中でも対象生徒の話を聞くため面談の機会を多数回設け、保健部においても対象生徒の悩みの受け皿となり、SCのカウンセリングに繋ぐといった、連携が行われていることが認められ、当委員会としても当該校の対応について、評価している点も存在する。

ただ、今回、学校内におけるいじめを原因の一つとする生徒の自傷行為が発生し、いじめの訴えを受けていた当該校がこれを防げなかったことは重大な問題であり、本事象から良くなかった、不十分であった点を学び、再発防止に繋げていただくべく、当委員会からの提言を以下に述べる。

2 学校に対する提言

(1) 提言1 いじめの早期発見、早期対応のため、教職員のいじめ研修を充実させ、いじめ対策会議を実効性をもって開催し、いじめの対応に集団的に取り組むこと。

ア 本件では、対象生徒及びその母から、いじめ事象を訴える相談が度々寄せられているが、当該校は「いじめ」と認定せず、対応を担任、保健部に任せたままで、本件重大事態発生まで、当該校のいじめ対策基本方針(以下、「基本方針」と言う。)に規定されている「いじめ対策会議」を開催せず、学校全体で「いじめ」として対応することをしていなかった。

イ このことは、一つ目として、各教職員が「いじめ」について、法の定義に対する認識が薄く、被害者に準拠した「いじめ」の把握となっていなかったことが原因と考えられるため、当該校における教員の「いじめ」に関する研修の充実が求められる。

二つ目として、学校のシステムとして、抽象的に「いじめ対策会議」が設置されているだけで、具体的にどのような訴え、事象が認められた場合に開催されるかが明確となっていないことが原因と考えられる。

「いじめ対策会議」は、当該校の基本方針にも記載されているとおり、いじめに早期に対応し、重大事態の発生を防止するためにも機能すべきものであり、重大事態発生後に開催されるだけでは、役割を果たしていない。

よって、各教員にハンドブック¹²⁾に記載されている訴え、事象の把握があったときは、速やかに「いじめ対策会議」を開催するシステムを構築すべきである。

三つ目としては、いじめ対策会議において、いじめ事象及び当該生徒の訴えを集団的に検討し、担任等に任せるだけでなく、集団的に対応することが必要である。この点については、提言4で詳述する。

(2) 提言2 アセスメントに基づくチームによる生徒指導を行うこと。また、そのためのケース検討会議をSCやSSWも交えて可能な限り定期的実施すること。

ア 「自傷」や「いじめ」は、その性質から学校の教員にはわからないように行われている。これらが明らかになった後の対応も重要であるが、それ以上に日々の生徒

指導が予防となり早期発見と対応につながるものと考えられる。

高等学校では、生徒が社会参加することを見据えた指導を行っている。対象生徒はこうした指導を受ける中で、教員に分かってもらえない、相談しても辛いので相談しにくくなるという思いが生じ、自己のストレスを解消するため自傷を行っている。

高等学校の生徒指導として、上記の姿勢は決して間違っているものではないが、「いじめ」を訴えている生徒に対する対応としては、その訴え自体が重大事態として捉え、アセスメントに基づく当該生徒に合わせた対応をとるべきである。

イ 学校におけるアセスメントとは、「チーム支援において、当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等の情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供するプロセスのこと」¹⁵⁾である。つまりアセスメントとは、児童や生徒一人一人に合わせた指導や支援を行うために、日々の学校生活や学習の状況について、教師や友人との関係や家庭での様子も含め幅広く情報を集め、複数人でその情報を多角的に分析し指導方針を検討するということである。

本件自傷行為後、XXXXXXXXXXのいじめ対策会議において、対象生徒の様子について情報をまとめ、検討することで、対象生徒への対応を新たに考えられている様子が見受けられた。これがアセスメントに基づくチームによる生徒指導のあり方の一つである。

何か生じた際に生徒のアセスメントを実施し対応するのではなく、定期的に会議をもち、日々アセスメントにもとづくチームによる生徒指導を行うことが、早期対応と予防につながるものと考えられる。会議開催にあたっては、SCやSSWの来校日との兼ね合いも検討し、できうる限り関係者が集まることができるよう配慮も必要である。

ウ 以下に、「生徒指導提要（改訂版）」¹⁵⁾から引用しておく。

学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに、生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められます。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教員、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。

さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になります。課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。

また、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組を進めることが求められます（27頁）。

(3) 提言3 アセスメントに基づいた生徒指導においては、生徒の気持ちや思いをくみ取り、なぜ今この事象が表れたのかを考える、という視点も必要であること。

ア 対象生徒に対して、担任や保健部の教員たちはできるだけ気持ちをくみ取ろうと努力していた。そこで、気持ちをくみ取ろうとするときには、次のような視点も加えてもらいたい。

上述したアセスメントを行うためには、「観察力と専門的・客観的・共感的理解」が必要になる。共感的理解では、「児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする」姿勢が大切である¹⁵⁾。

この姿勢を持ち指導を行うにあたって、生徒の困っていることを解消しようということに焦点をあてるだけではなく、この生徒は、なぜ今このタイミングで、このような形で困っていると訴えてきた（発言だけでなく行動も含む）のだろうか、という視点で考えることも必要になる。

イ この視点で考えるためには、「学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力」、「学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解」、「養護教員、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解」、「生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解」¹⁵⁾を統合していくことが肝要となる。

ウ このように生徒を「問題行動」という枠組みに当てはめ、単に対応しようとするのではなく、その生徒にとっての「不登校」や「いじめの被害または加害」等の状況にあることの辛さや思い、そしてその意味とは何か、と生徒の立場にたって考え、生徒が何をニーズとしているのかということも含めて、広い視野から捉えた指導をチームとして考えることが望まれる。

(4) 提言4 「チーム学校」を実践するためには、教員同士による相談と助言が積極的に行われる相互扶助的関係が求められること。

ア 教職員は、多くの役割を担うことを求められているが、これには児童等に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面がある。

そのため、個々の教職員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要であるがゆえに「チーム学校」が求められるようになった¹⁴⁾。

イ 本件自傷行為に至るまでの対象生徒への対応は、担任がその熱心かつ真面目な性格ゆえに1人抱えこんでしまったような状況があった。周囲の教員もそれに気づきながら直接相談を持ち掛けられるまで見守るような状況となっていた。これは結果として、担任もまた精神的ストレスを抱え込み、対応について柔軟に考えることがしづらい状況になってしまっている。

この状況が続くとやがて担任自身にも不安や焦燥感、孤立感、そしてバーンアウトのような精神的疲弊をもたらすことになる。

こうした教員自身のメンタルヘルスのためにも、受容的・支持的・相互扶助的な同僚性がある職場、つまりは、不安や苦しみを自覚したときに、一人で抱え込まず、SCも含めて身近な教職員に相談できる職場の雰囲気や体制の整備が求められる¹⁵⁾。

ウ この相互扶助的というのは、相談を求められるまで待つだけではなく、同僚の様子から生徒指導の状況などを尋ね、1人で抱えこまないよう一緒に考える機会を積極的に持つようにすることもその意味に含まれるだろう。

このように考えれば、教職員の相互扶助的な職場環境を整えば、ひいては生徒たちにとっても安心感のあるクラス環境へとつながっていくことが予想できる。教員を1人にしないことは、生徒が1人で苦しむ状況にならないための予防でもあると言える。

- (5) 提言5 重大事態該当性は「疑い」で該当するのであり、積極的に重大事態と判断し、対応について指導・助言を求めること。第三者委員会の設置＝重大事態ではないとの認識を持つこと。

ア 本件では、対象生徒がいじめ事象を教員に訴えるなかでの自傷行為であるのに、当該校は速やかに重大事態として対応していない。また、自傷行為の発生の報告を受けた教育委員会も、重大事態か否かの判断を学校任せにし、対象生徒の保護者から「いじめ」の訴えがあった後も、学校に対する適切な指導をしていない。その結果、学校が重大事態として教育委員会に報告したのは、自傷行為の発生から約2か月後となった。

イ 重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されており（法28条1項）、学校で対応可能か第三者委員会を設置する必要があるかの判断とは区別して、重大事態該当性を判断すべきである。

学校は、重大事態の定義に該当する場合は、速やかに、学校設置者（京都府教育委員会）に報告すべきであり、学校が重大事態と認めない場合は、教育委員会は、学校に速やかに重大事態と認めるよう指導するか、教育委員会自身が重大事態と認定し、地方公共団体の長である京都府知事に報告すべきである。これは法の定める学校及び学校設置者の義務であり（法29条乃至32条）、これが行われなければ、法に違反することとなる。

なお、本件では、不登校事案としての重大事態該当性も問題になりうるどころ、校長は「不登校の定義における欠席日数である30日に該当していなかった」と答えているが、このような形式的な運用は不適切であり、積極的に重大事態と認定することが望ましい。

ウ なぜなら、重大事態と認め報告することで、学校設置者等により、指導主事、SC、SSWをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となるのであり、報告が遅れば、指導・助言、支援等の対応に後れを生じさせることとなる¹³⁾。

本件でも自傷行為発覚時に、重大事態として報告していれば、対象生徒及び保護者との対応、同級生等への聴き取り調査の手法、加害者とされる生徒への対応等の適切な指導助言を受けられた可能性がある。

また、京都府では、SCのベテラン（スーパーバイザー）の派遣も可能であり、対象生徒と同性のSCの派遣も検討できたと考えられる。

(6) 提言6 いじめの疑い認知時には、効果的な適切な聴き取り調査及び被害・加害生徒及びその保護者に対し適切な対応をとること。

ア 本件では、重大事態発生後、教員による聴き取り調査が同じクラスの生徒に行われている。重大事態発生後の速やかな聴き取り調査は必要なことであるが、聴き取り内容、聴き取りの記録が不十分であったことが認められる。

加害者と名指しされた生徒は、必ずしも加害意思があるとは限らず、教員による聴き取りが繰り返される中で、「犯人扱い」されたと感じるようになり、第三者委員会が設置されたときには、聴き取り調査に応じてくれなくなり、事案の解明を難しくすることとなる。

いじめが認知され、生徒の聴き取りを行う場合は、何度も聴き取りができないことを前提に、教育委員会やSLに助言を求め、的確な聴き取り、その記録が残せるようにすることが大切である。この点、提言5の重大事態該当性を積極的に判断することにより、指導・助言が受けられこととなる。

なお、本件では、■■■■組、■■■■組が混合して行われる授業もあり、特に、対象生徒がいじめ事象を訴えている家庭科の授業は、■■■■組の生徒も同じ教室にいたのであるから、■■■■組に対し、聴き取り調査を行うことが望ましかったと言える。

イ 本件では、校長が、事態の詳細を検討する前に、加害者とされる生徒の「謝罪」によって、事案を収めようとしたことが認められる。

法のいじめの定義によれば、いじめの把握は被害者に準拠して行われるため、加害者とされる生徒に加害意思が無いことも想定される。「とにかく謝罪せよ」とすることは、加害者とされる生徒の反発を招くだけでなく、謝罪を受けられると思っていた被害生徒やその保護者の反発を招いてしまう。まずは、加害者とされる生徒の認識を正確に把握し、被害生徒との認識の違いがあれば、双方にその認識の違いを伝え、双方の納得を導くように指導すべきである。

また、双方の主張する事実関係が異なる場合で、周囲の生徒の目撃証言など無い場合は、事実の存否の特定は学校では難しいが、被害を訴える生徒の気持ちに寄り添って対応していく姿勢を、当該生徒に示すことが求められる。

3 学校設置者に対する提言

(1) 提言7 重大事態該当性について、学校に対し、積極的にかつ適切に報告するよう指導し、学校が重大事態該当性を認めないときは、学校設置者自ら重大事態として報告すること。

ア 本件では、重大事態該当性の判断を学校に委ね、学校設置者が積極的に重大事態として報告するよう指導する等の事実は認められなかった。

学校への提言5でも述べたとおり、重大事態として対応することは、指導助言の機会を与えることになるから、積極的に行われなければならない。

学校設置者は、学校に対し、「京都府への重大事態の報告は学校を責めるものではなく、学校を支援して、共に対応するためのものである」等と説明、周知していく必要がある。

イ また、本事案については、初めて重大事態を担当する職員が主担当となり、調べながら進めていたとのことであり、そのためにやや対応の迅速さに欠けていた

と考えられる。

重大事態に適切かつ迅速に対応するためには、職員が重大事態の対応に関して学ぶ場を作ることは必須であり、職員に対する研修等を充実させることが望まれる。

また、職員の知見では不足する場合には、SL等の専門家の助言を得ることも必要であり、積極的にSLを活用するための制度作りを行っていく必要がある。

(2) 提言8 重大事態発生後、学校の聴き取り調査やいじめ対策会議について、適切な指導助言を行い、必要に応じて、SCなどの専門家を派遣すること。

ア 本事案では、学校設置者は、いじめ対策会議の開催や聴き取りの実施について指導をしたものの、具体的な対応を学校に委ね、いじめ対策会議の議事を把握し助言するなどは行ってこなかった。

自傷行為という生徒が負傷する問題が発生した場合、学校はその問題の対応に追われ、また、学校としては、学校内で問題を解決したいという発想になりがちとなり、判断を誤る可能性が認められる。学校設置者は、学校より冷静に事案を把握でき、判断できるのであるから、学校に対し、具体的事案に踏み込んだ、適切な指導助言を行うことが求められる。そして、指導助言に従って、学校が対応したかの確認も必要となろう。

イ 本事案については、京都府教育委員会の対応する部署において、5名の人員のうち3名を割いて対応したものであるが、仮に、より多くの人員をあてることができていたのであれば、当該校の対応を具体的に検討し、指導するなどすることが可能であったと考えられる。

京都府には48校の府立高校があることからしても、人員不足の感は否めず、人員の拡充が望まれる。

ウ また、学校設置者自体もSC、SL、SSWなどの教育以外の専門家の職域を把握し、学校に対し適切な派遣を助言できるような制度設計をすることも求められる。